

官報 号外

昭和六十三年四月二十二日

○第一百十二回 衆議院会議録 第十八号

昭和六十三年四月二十二日(金曜日)

議事日程 第十六号

昭和六十三年四月二十二日

正午開議 律案(内閣提出)

第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律案(内閣提出)

第三 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案(内閣提出)

第四 港湾労働法案(内閣提出)

第五 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 戰傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 農用地開発公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和六十三年四月二十二日 衆議院会議録第十八号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

日程第十 訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案(内閣提出)

原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件の趣旨説明及び質疑

○午後零時五分開議
○誰長(原健三郎君) これより会議を開きます。

日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○誰長(原健三郎君) 日程第一、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。科学技術委員長大坪健一郎君。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔大坪健一郎君登壇〕

○大坪健一郎君 ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本案は、核物質の防護に関する条約の実施に伴い、我が国における核燃料物質の防護について万全を期するため、特定核燃料物質を取り扱う事業者等に対して防護のための措置を義務づける等所要の措置を講ずるとともに、同条約の実施のための所要の改正を行おうとするものであります。その主な内容は、

まず第一に、核物質を取り扱う原子力事業者に対し、核物質の防護のための区域の設定を初めとする核物質防護のために必要な措置を講ずる際の基準を明確にするとともに、各事業者の行う原子力活動の態様を踏まえ実効あるものとする必要から、事業者は核物質防護規定を定め、核物質の取

(号外)

3

るもので、その主な内容は、

第一に、労働大臣は、港湾ことに港湾雇用安定等計画を策定すること、
第二に、港湾労働者の雇用の改善等について、事業主、国等関係者の責務に関する規定を設けるとともに、事業主は、雇用管理者を選任しなければならないこと、

第三に、公共職業安定所長は、港湾労働者の雇用管理の改善を図る必要があると認められる事業主に対し、勧告を行うことができることとし、当該勧告を受けた事業主は、雇用管理に関する計画を作成すること、

第四に、事業主が港湾運送の業務に従事させるために日雇い労働者を雇い入れるときは、原則として公共職業安定所の紹介によらなければならぬこととするほか、港湾労働者の雇用に関する届け出等所要の措置を講ずること、

第五に、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人を港湾労働者雇用安定センターとして指定することとし、これが港湾労働者の雇用管理に関する相談援助及び訓練等の業務を行うとともに、企業外に確保する労働者を常用労働者として雇用し、労働者派遣を行う体制を整備すること、
第六に、現行の港湾労働法は廃止すること等であります。

本案は、去る四月十四日付託となり、同日中村労働大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十九日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、労働者派遣に係る事業主の努力義務及び法施行後の見直し等について、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議及び民社党・民主合意より四党共同の修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案とのおり修正議決すべきものと決した次第であります。
なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

次に、児童扶養手当法等の一部を改正する法律

案について申し上げます。

本案は、母子家庭、心身障害者及び老人等の福祉の向上を図るために、児童扶養手当の額を児童一人の場合月額三万三千九百円から三万四千円に引き上げるほか、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び老齢福祉年金等の額の引き上げ並びに拠出制国民年金、厚生年金保険について、昭和六十三年度において特例として年金額の改定を行ふとともに年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充等を行おうとするものであります。

本案は、去る三月二十三日付託となり、四月十四日藤本厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十一日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当の額を月額十一万一千六百円から十一万二千円に引き上げるとともに、特別手当の額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

本案は、去る三月二十三日付託となり、四月十四日藤本厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十一日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案をまとめたところ、自由民主党より、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

最後に、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、戦傷病者戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の引き上げるほか、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び老齢福祉年金等の額の引き上げ並びに拠出制国民年金、厚生年金保険について、昭和六十三年度において特例として年金額の改定を行ふとともに年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充等を行おうとするものであります。

本案は、去る三月二十三日付託となり、四月十四日藤本厚生大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十一日の委員会において質疑を終了いたしましたところ、自由民主党より、施行期日についての修正案が提出され、採決の結果、本案は修正案のとおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯議決を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

日程第八 公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(原健三郎君) 日程第八、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長松本十郎君。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本十郎君登壇〕

○松本十郎君 ただいま議題となりました公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の地方公共団体等における土地需要に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る三月八日当委員会に付託され、四月十二日梶山自治大臣から提案理由の説明を聴取、十九日質疑に入り、本改正のねらい、追加業務の対象を都道府県等の土地開発公社に限定することの妥当性、長期保有土地の活用策、代替地としての農地取得についての農地法上の制限の緩和等について質疑応答が行われましたが、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決の結果、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案は自由民主党提出の修正案とのおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決の結果、日本共産党・革新共同提出の修正案は否決され、本案は自由民主党提出の修正案とのおり全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

〔賛成者起立〕

なお、本案に対する大都市地域における住宅地対策を積極的かつ強力に促進すること等四項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原健三郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 日程第十二は延期されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○自見庄三郎君 日程第十二は延期されることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 日程第十二は延期されることを望みます。

この協定は、専門家及び情報の交換、核物質等の供給並びに役務の提供等についての両政府間の協力について規定するとともに、協力が平和的利用に限定されることを確保するため国際原子力機関の保険措置が適用されること、核物質の適切な防護の措置が維持されること、核物質を利用した活動などを両政府間の同意に係らしめることなどについて規定しているものであります。また、このような同意については、この協定の実施取扱において一定の条件のもとにあるものについては括して与えることが定められております。

この協定の締結は、日米間の原子力協力のためのものであります。また、この間にアメリカ議会では、さきに本協定に対する不承認の決議案が出され、同決議案は少差で否決されました。この後、九十日後のいわば自然成立の期限はまだ来ていないのであります。もしこの間にアメリカ議会で新しい意思表示がなされた場合は、再交渉という事態もあり得るわけであります。何ゆえにそのような不安定な段階で政府は本協定を本院に急いで提出したのか。また、アメリカ国内における本協定反対の声を、そして、アメリカ議会において本協定の審議が紛糾した経緯を政府はどうのよう受けとめておられるのか伺いたいのですが

います。

第一に、日米原子力新協定では、包括同意に基づくブルトニウムなど核物質の移送はすべて空輸に限定されるよう定められておりますが、空輸に伴う危険、また、その危険に対する住民の不安を考慮されますよう格別の御配慮を得たい次第でございます。

以上が、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件の趣旨であります。(拍手)

○國務大臣宇野宗佑君 登壇

○國務大臣(宇野宗佑君) 昨年十一月四日に東京において署名いたしました原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件につきまして、趣旨の御説明を申し上げます。

○國務大臣宇野宗佑君 登壇

○國務大臣宇野宗佑君 登壇

以上が、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める件の趣旨であります。(拍手)

○議長(原健三郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。河上良雄君。

〔河上良雄君登壇〕

○河上良雄君 私は、日本社会党・護憲共同代表として質疑の通告があります。これを許します。河上良雄君。

○議長(原健三郎君) ただいま趣旨説明のございました日米原子力協定について、総理大臣並びに関係大臣に質問いたします。

第一に指摘すべきことは、この日米原子力協定に対するアメリカ議会における審議に見られる根強い反対であります。

アメリカ議会では、さきに本協定に対する不承認の決議案が提出され、同決議案は少差で否決されました。この後、九十日後のいわば自然成立の期限はまだ来ていないのであります。もしこの間にアメリカ議会で新しい意思表示がなされた場合は、再交渉という事態もあり得るわけであります。何ゆえにそのような不安定な段階で政府は本協定を本院に急いで提出したのか。また、アメリカ国内における本協定反対の声を、そして、アメリカ議会において本協定の審議が紛糾した経緯を政府はどうのよう受けとめておられるのか伺いたいのです。

第二に、日米原子力新協定では、包括同意に基づくブルトニウムなど核物質の移送はすべて空輸に限定されるよう定められておりますが、空輸に伴う危険、また、その危険に対する住民の不安を考慮されますよう格別の御配慮を得たい次第でございます。

第三に、新協定は、これまでの個別同意方式にかえて包括同意方式を取り入れ、我が国の核燃料サイクルについて長期的、安定的運用に道を開く

たというのですが、他方、アメリカの安全保障の面から一方的停止権を認めており、果たして双務的協定と言えるのか疑問とするところであります。

そもそも日本政府は、現行協定を改正することなく、現行協定のままで包括同意方式を導入したかったのに、アメリカ政府に押し切られたのではないかでしょうか。その上、またしてもアメリカの協定の傘の下にしつかりと縛りつけられていると言わざるを得ないと思うのですが、説明を求めます。（拍手）

ブルトニウムは、現在イギリス、フランスに預け
てあるのであります。いすれ日本はこれを引き
取る義務があります。一般には二十五、六トンと
も言われておりますが、その量は何年までにどの
くらいに達するのか。我が国で再処理が開始され
れば、その量はさらにどのくらいになるのか。我
が国の電力事情からして、そんなに大量のブルト
ニウムは断じて不必要であります。ごく微量で巨
大な爆発力をもち、かつ原子爆弾に比較的簡単に
転用できるブルトニウムを将来どのように位置づ
けるか、明確にしていただきたいのであります。

また、プルトニウムがいかに危険なものか、国民に知らせる責任が政府にあると思います。周知のとおり、一九四五年的広島型はウラン爆弾であり、長崎型がプルトニウム爆弾であることは御承知のとおりであります。少量のプルトニウムがあるような惨害をもたらすことを人類最初に経験した日本国民こそ、最も正確な情報を知る権利があると思うのでありますが、いかがでしょうか。

昭和六十三年四月二十二日 衆議院会議録第十八号

本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める

六六四

第六に、一九七九年のスリーマイル島事故、特

無策、無方針と言わざるを得ないのであります。

政府のお考えを伺いたいのです」といいます。勝海舟は、明治時代の足尾銅山鉱毒事件について

まして、足尾鉱毒反対を国会で叫び続けた田中一造代議士を支持して、次のように述べてあります。

す。「徳川の世でも鉱山はあった。文明開化はあって大仕掛だ。だが、後始末がそうなつていま

い」。今、核エネルギー巨大産業の本格的開始前にして、この勝海舟の鋭い指摘に謙虚に耳を傾

けてほしいものであります。

する私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

○内閣総理大臣(竹下登君) まず、私がお答えすべき問題は日本の原子力政策の基本、こういうう

とであろうかと思ひます。
海外におけるチエルノブイル事故等の受けと

これは国情によって遅いがございますが、米国、フランス、英國、西ドイツなどの経済規模の

大きな先進諸国におきましては、今後とも原子力の開発利用を推進するという方針には変更がない。

ものであると承知をいたしております。
資源に乏しい我が国におきまして、エネルギー
の三刃共合（電気、ガス、石油）を確保する、

の安定的供給を確保するため、安全の確保をもつてより大前提としつつ、引き続き着実に原子力開発を利用へ進んでまいりたい。このように考へて、

利用を推進してまいりたい。このふたは考え方であります。

その他の諸会議における問題でござるが、空輸の問題等々、具体的な事例をお挙げになつての御質問でござりますが、担当大臣から

が、丁の御質問にござりまする。お尋ね頂かぬと、
答えをすることいたします。(拍手)

○国務大臣(宇野宗佑君) 私に対しましては二回
「おめでたす」が力。

一番目は、米議会の動向でございますが、他の議会の審議に関して立ち入った高見は差

の説明の筆記に問題ない。しかし、その経緯に関する
控えたいと思います。しかし、その経緯に関する
しては御説明申し上げます。

卷之三

次に、再処理により得られるプルトニウムの量でございますが、海外再処理により得られる核分裂性のプルトニウムの量は二十五トン程度と見込んでおります。国内については、動燃事業団の東海再処理工場においては、運転開始以来約二トンの核分裂性プルトニウムを回収しております。また、一九九〇年代半ばごろの運転開始を目指して建設準備が進められております日本原燃サービス株式会社の再処理工場につきましては、本格操業時に毎年、核分裂性のプルトニウムが四ないし五トン程度得られる見込みでございます。

次に、そのプルトニウム利用の必要性及び利用計画でございますが、先ほど総理からも御答弁がございましたように、エネルギー資源に乏しい我が国にとりまして、使用済み燃料を再処理し、これにより得られるプルトニウムを利用していくことは、ウラン資源の有効利用を図り、我が国のエネルギー供給における对外依存度を低減する観点から重要な課題でございます。海外及び国内における再処理により得られるプルトニウムは、これまで動燃事業団が開発を行つてある高速増殖炉などまで動燃事業団が開発を行つてある高速増殖炉など

ております。いずれにいたしましても、我が国及び関係国の法令に従い、安全の確保を大前提に、かつ十分な核物質防護措置を講じながらブルトニウムの輸送を実施してまいる所存であります。次に、その輸送の経路でございますが、輸送経路につきましては、北極を経由して出発する国と日本以外のいかなる国の上空も通過しない、この経路をノンストップで飛行することが近い将来に可能になると米国政府が判断していると承知しております。我が国といたしましても、このような可能性について確認を行つてゐるところであり、この確認が得られれば、このような輸送経路を最優先に検討していくことになるものと考えております。

て、このような観点から、ブルトニウム輸送に関する情報の公開を制限することは公開の原則に反するものではございません。

原子力損害が発生した場合の補償でございますが、海外の主要国におきましても所要の措置が講じられているところでございますが、我が国におきましては、万一原子力損害が発生した場合の備えとして原子力損害の賠償に関する法律が制定をされております。この法律におきましては、原子力事業者の過失無限責任が定められておりますとともに、原子力事業者に対して責任保険等の賠償措置が義務づけられております。さらに、国も必要な場合には原子力事業者に対して援助を行うものとされており、これをもって被害者の保護に万全を期すことと相なっております。

放射性廃棄物の処理、処分の問題でございますが、この処分を適切かつ確実に行うこととは原子力の開発利用を進めていく上での重要な課題でござります。このため政府としては、昨年六月に原子力委員会が策定をした原子力開発利用長期計画に沿いまして所要の施策を積極的に推進していると

び新型転換炉において利用するほか、現在の原子力発電の主流である軽水炉の燃料として利用していく方針でございます。

次に、原子力基本法の公開の原則との関係に関して御質問がございましたが、いわゆる公開の原則は、原子力の平和利用を確保するとともに、原子力の安全性についての国民の理解を深め、原子力開発利用の促進に寄与するものであります。しかししながら、公開の原則の適用に当たって、財産権の保護、核不拡散等の観点から、ノーハウ等の商業機密、核不拡散上あるいは核物質防護上機微な情報等については從来から慎重に対処をしているところであります。ブルトニウム輸送に関する情報については、それがすべて公開されてしまいますとかえって核物質防護の実効を図る上で問題

とを原則としてることに大意を示しております。この方針に沿いまして日本原子力研究所において所要の技術開発を行うとともに、動力試験炉による解体実地試験を進めているところであります。また国際的にも、OECD原子力機関の原子炉廃止措置に関する協力計画に参加するとともに、米国との間でも研究協力を実施しているところであります。今後は、これらの成果等を踏まえまして所要の対策を講じてまいります。

次に、私の発言につきましての御質問でございましたが、これにつきましては、原子力開発利用を進めるに当たりましては、安全の確保に万全を期し、国民の理解と協力のもとにを行うことが大前提であります。しかしながら、去る二月に四国電力伊方発電所で行われました出力調整運転試験が、あたかもソ連の Chernobyl 原子力発電所事故の引き金となつた実験と同じものであるといふ誤解が一部の方々に生じた等の経験にからみ、国民の立場に立った懇切丁寧な広報活動を強化することにより、原子力についての国民の理解をより一層深めることの必要性を痛感した次第で

ころであります。すなわち、原子力発電所等で発生する低レベル放射性廃棄物は現在原子力発電所等の敷地内において安全に保管をしており、これらについて最終的な処分を行うため、現在青森県六ヶ所村における陸地処分計画の推進等を図っているところであります。また、再処理工場で発生する高レベル放射性廃棄物は、安定した形態にガラス固化し、三十年ないし五十年の間貯蔵した後、地下数百メートルより深い地層中に処分することを基本方針にしており、現在このための研究開発を動燃事業団を中心して計画的かつ体系的に推進しているところであります。

次のとおり電源構成を目標として電源開発を進めることといたして、それがござります。原子力発電は、供給の安定性、経済性、環境への影響等から考えてすぐれた電源であることから、今後とも安全性の確保に万全を期しつつ着実な開発を進めることといたしております。

次に、日本の原子力発電の安全性の問題についてでございますが、原子力発電所につきましては、原子炉等規制法及び電気事業法に基づきまして、設計、建設、運転の各段階においてそれぞれ厳重な安全規制が実施されております。また、故障、トラブル等の発生件数は近年極めて低水準となり、国際的に見ましてもすぐれた安全実績を示しております。我が国の原子力発電所の安全性に問題はないものと考えております。当省といたしましては、通産省といたしましては、原子力発電のなお一層の安全性の向上のための不斷の取り組みが重要と考えております。安全第一を目指して、人為ミス防止のための措置の研究、国際的な規制情報交換の充実等の各種施策を推進していくところでございます。

あります。このため、その一環としてパブリックアクセプタンスに関して国際レベルで情報交換を行うことの重要性にかんがみ、OECD原子力機関等の場においても、原子力につきましての正確な情報の提供等パブリックアクセプタンスの促進に資する事業を強化するよう働きかけてまいる所存でございます。終わります。(拍手)

【国務大臣田村元君登壇】

○國務大臣(田村元君) まず、電力需給見通しから見まして、原子力発電所をふやす必要があるかとの御質問にお答えを申し上げます。

今後の電力需要は、内需を中心とした安定的な経済成長に伴って着実に増加するものと見込まれております。六十一年から七十年までの平均伸び率が二・三%でございますが、こうした電力需要

昭和六十三年四月二十二日 衆議院会議録第十八号

原子力の平和的利用に関する本指方のための件の趣旨説明に対する河上民雄君の質問

本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求める

場合を含む。)若しくは第六十一条の「第一項」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

第七十六条の二 特定核燃料物質をみだりに取り扱うことにより、その原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又はその放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第七十六条の三 特定核燃料物質を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、三年以下の懲役に処する。

2 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者も、前項と同様とする。

第七十六条の四 前二条の罪は、刑法第四条ノ二の例に従う。

第七十八条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十二条の三第一項、第二十二条の七第一項、第四十三条の三第一項、第五十一条の七第一項、第五十一条の二十四第一項又は第五十七条の三第一項の規定に違反した者

第七十八条第六号の二中「第五十一条第一項」を「第五十条の三第一項」に改める。

第七十九条中第十一号を第二十号とし、第六号から第十号までを九号ずつ繰り下げ、第五号の五を第十四号とし、第五号の四を第十三号とし、第五号の三を第十二号とし、第五号の二を第十一号とし、同条第五号中「第五十七条」を「第五十七条第一項（第六十六条规定第二項において準用する場合を含む。）に、「第六十条」を「第六十条第一項に改め、同号を同条第十号とし、同条中第四号の三を第九号とし、第四号の二を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の二を第六号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一項、第五十二条第一項又は第五十条の二第一項の規定に違反した者

五 第十二条の二第三項（第二十二条の六第二項、第四十三条の二第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第七十九条中第一号を第二号とし、同号の前に次の「号を加える。

一 第十一条の二第二項（第六十一条の二の二第二項において準用する場合を含む。）第十一条の三第二項、第二十一一条の三第一項若しくは第二項、第三十六条第一項から第三項まで、第四十九条第一項若しくは第二項、第五十二条の十七第一項（第六十一条の二の二第三項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第五十七条第三項（第六十六条第二项において準用する場合を含む。）、第五十八条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）、第五十九条の二第四項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）又は第六十条第三項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に次の「号を加える。

九 第五十九条の三第二項（第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第八十二条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の三を第四号とし、同条第一号の二中「第五十一条第二項」を「第五十条の三第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の「号を加える。

一 第十二条の三第二項（第二十二条の七第一項、第四十三条の三第二項、第五十一条第一項、第五十二条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を怠つた者

(施行期日) 附 則
第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条の改正規定、第二条の改正規定、第十条第二項中第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第二十条第二項中第八号を第十六号とし、第七号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第五号の三を第十一号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第三十三条第二項中第九号を第十七号とし、第六号から第八号までを八号ずつ繰り下げ、第五号の三を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項中第五号の二を第十号とする改正規定、同条第三項第一号の改正規定、第四十六条の七第二項中第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十二号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十二条の十四第二項中第十一号を第十七号とし、第十号を第十六号とし、第九号を第十五号とし、第八号を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十六条中第七号を第十七号とし、第六号を第十六号とし、第五号を第十五号とし、第四号の四を第十三号とし、同号の次に一号を加える改正規定、第五十八条の二の改正規定(第五十九条の二第一項)の下に「第五十九条の三第一項及び第六十六条第二項」を加え、「工場又は事業所」を「工場等」に改める部分に限る)、第五十九条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十一条中第十三項を第十四項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、第九項の次に一項を加える改正規定及び第八十二条中第五号を第十号とし、第四号の二を第八号とし、同号の次に一号を加える改正規定並

昭和六十三年四月二十二日 衆議院会議録第十八号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

六七四

びに次条、附則第三条第二項及び附則第四条の規定、核物質の防護に関する条約が日本国について効力を生ずる日(次号において「条約発効日」という。)又は第三号に規定する政令で定める日のうちいすれか早い日前の日であつて、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 目次の改正規定(第七十七条)を「第七十六条の二」に改める部分に限る。)及び第八章中第七十七条の前に三条を加える改正規定 条約発効日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(指定又は許可の取消し、事業の廃止等に伴う措置に関する特例)

二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日から同条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、改正前の第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「から第六十条まで」とあるのは、「第五十九条の二及び第六十条」と、「場合に準用する」とあるのは「場合に、第五十九条の規定は、同項に規定する者の工場等から特定核燃料物質が運搬される場合に準用する」とする。

(経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に製錬事業者(製錬の事業を行う場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。)、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者(再処理の事業を行なう場合における動力炉・核燃料開発事業団及び日本原子力研究所を含む。)、廃棄物管理事業者又は使用者である者についての改正後の第十二条の二第一項、第二十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第五十条の四第一項、第五十一条の二十三第一項及び第五十七条の一第一項の規定の適用については、これらの

規定中「特定核燃料物質の取扱いを開始する前から起算して一年を超えない範囲内において政令で定めるものほか、この法律の施行に伴う措置に関する特例」

二条 第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物(次条第二項において「核燃料物質等」という。)」を「核燃料物質等」に改める。

二条第四項中「第一条第七項」を「第一条第八項」に、「第二条第六項」を「第二条第七項」に改める。

第五条 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第五十一条の十六の下に、第五十七条第一項若しくは第二項」を加え、「保安のために必要な」を削る。

理由

本案は、核物質の防護に関する条約の実施に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、核物質の防護に関する条約の実施に伴い、我が国における核燃料物質の防護について万全を期すため、特定核燃料物質を取り扱う事業者等に対しても防護のための措置を義務付け等所要の措置を講するとともに、同条約の実施のための所要の改正を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 目的及び定義の追加

(一) 本法の目的に「核燃料物質の防護」を追加する。

(二) 防護対象核燃料物質を「特定核燃料物質」として新たに定義する。

(三) 防護対象核燃料物質を「特定核燃料物質」に関する規定の新設

(一) 特定核燃料物質を取り扱う原子力事業者は、特定核燃料物質の防護のために必要な措置を講ずるとともに、核物質防護規定を定め、特定核燃料物質の取扱いを開始する前に主務大臣の認可を受けなければならないこととする。

(二) 特定核燃料物質の防護に関する業務を統一的に管理させるため、核物質防護管理者を選任しなければならないこととする。

(三) 輸送時の核燃料物質の防護に関する規定の整備

二 議案の可決理由

本案は、核物質の防護に関する条約の実施に伴い、我が国における核燃料物質の防護について万全を期するための必要な措置として妥当なものと認め、これを原案のとおり、可決すべきものと議決した次第である。

また別紙のとおり附帯決議を付するに決した。

右報告する。

昭和六十二年四月十九日

衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について留意すべきである。

一 原子力の研究、開発及び利用について、民主、自主、公開の三原則を定めた原子力基本法の精神を堅持すること。

二 基本人権並びに学問研究の自由を十分に尊重すること。

三 核物質の防護措置に関する法令上の基準を定めるにあたっては、原子力委員会及び原子力安全部の技術上の基準への適否について確認を受けなければならないこととする。

者の委任を受けて、その交付を受け、これを保管し、その償還の請求をし、及び償還金を受領するものとする。

2 政府は、前条第一項に規定する国債については、前項の委任を受けた日本赤十字社以外の者に対し、これを交付し、又はその償還をすることができない。

(政令への委任)

第六条 特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の死亡による権利の承継及びその相続人の一人がする行為又はその一人に対してする行為の効力並びに特定弔慰金等の支給を受ける権利及び第四条第四項の規定により発行する国債の譲渡等の処分の制限については、政令で定める。

(業務の監督)

第七条 内閣総理大臣は、第二条第三項の規定により委任した場合において、この法律に基づいてする日本赤十字社の業務に關し必要があると認めるときは、厚生大臣に対し、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)第三十六条から第三十八条までの規定による措置をとることと求めることができる。

(総理府令への委任)

第八条 この法律に特別の規定がある場合を除き、この法律を施行するための手続その他その施行について必要な細則は、総理府令で定めることとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)
2 第四条第四項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。)

第四条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第二百五号)及び特定弔慰金等の支給の実施に関する法律(昭和六十三年法律第二百五号)の施行に関すること。

五の二 台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第二百五号)及び特定弔慰金等の支給の実施に関する法律(昭和六十三年法律第二百五号)の施行に関する法律(昭和六十三年法律第二百五号)の施行に関すること。

理 由

人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第二百五号)第一条第一項に規定する弔慰金又は見舞金の支給を実施するため、その支給のための裁定、その支給の方法その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律(昭和六十二年法律第二百五号)以下「弔慰金法」という。に規定する

弔慰金又は見舞金(以下「特定弔慰金等」といいう。)の支給のための裁定、その支給の方法その他その支給の実施に關し必要な事項を定めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 支給のための裁定等

(1) 特定弔慰金等の支給は、弔慰金法に規定する戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者又はその戦傷病者の遺族としてそれ政令で定める者に對し、政令で定めるところにより行うこと。

2 第四条第四項に規定する国債の発行の日は、昭和六十三年九月一日とする。

(総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。)

日本赤十字社に委任することができるること。

2 請求期限

特定弔慰金等の支給を受ける権利の請求は、昭和六十八年三月三十日までに行わなければならぬこととし、期間経過後は特定号の施行に関すること。

3 特定弔慰金等の額及び記名国債の交付

(1) 特定弔慰金等の額は、戦没者等又は戦傷病者一人につき二百万円とし、記名国債をもつて交付すること。

(2) 国債の償還の請求は、昭和七十年三月三十日までに行わなければならないこととし、その償還の請求を受けたときは、直ちにその額面全額の償還をしなければならないこと。

(3) 国債を交付するため、政府は必要な金額を限度として国債を発行することができることと等国債の発行に關し必要な事項を定めること。

(4) 代理受領等

(1) 日本赤十字社は、特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の委任を受けて、国債の交付を受け、これを保管し、その償還の請求をし、及び償還金の受領をするものとすること。

(2) 政府は、日本赤十字社以外の者に対し、国債を交付し、又はその償還をすることができること。

5 政令への委任

特定弔慰金等の支給を受ける権利を有する者の死亡によるその権利の承継、相続人の一人がする行為の効力等、特定弔慰金等の支給を受ける権利の譲渡等の処分の制限及び国債の譲渡等の処分の制限については、政令に定めること。

右報告する。

昭和六十三年四月二十一日

内閣委員長 竹中 修一
衆議院議長 原 健三郎殿

港湾労働法案

国会に提出する。

昭和六十三年二月十五日

内閣総理大臣 竹下 登

内閣総理大臣は、日本赤十字社に権限を委

任した場合において、この法律に基づいてする日本赤十字社の業務に關し必要があると認めることは、厚生大臣に対し、日本赤十字社法(昭和二十七年法律第三百五号)の規定による措置をとるべきことを求めることができるること。

7 総理府令への委任

この法律の施行のために必要な細則については、総理府令に委ねること。

8 その他

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(1) 国債の発行の日及び総理府設置法の改正について必要な規定を設けること。

二 議案の可決理由

本案は、人道的精神にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和六十三年度の一般会計予算に事務委託費約一億三千七百万円が、国債整理基金特別会計予算に国債償還金等約三百億五千六百万円が計上されている。なお、国債償還金総額は、約六百億円の見込みである。

右報告する。

昭和六十三年四月二十一日

内閣委員長 竹中 修一
衆議院議長 原 健三郎殿

港湾労働法案

国会に提出する。

昭和六十三年二月十五日

内閣総理大臣 竹下 登

港灣勞働法

(労働者派遣法の特例)

認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(指定等)
第十二条 労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人であつて、第十四条规定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。

一 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるものほか、業務の運営が適正かつ確実に行われ、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進に資することと認められること。

三 労働大臣は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしてはならない。

一 現に当該港湾について他に指定した者があること。

二 申請者が第二十四条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者であること。

三 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該イ禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号。以下この章において「労働者派遣法」という。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過していな者

四 前号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を行ふための業務を行ふことを行うこと。

五 当該港湾における港湾運送の業務に関し、労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいい、船員職業安定法第六条第一項に規定する労働者派遣を、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員を対象とするもの)

六 前号に掲げるもののほか、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を行ふための業務を行ふこと。

3 労働大臣は、第一項の指定をしたときは、同一項の指定を受けた者(以下「港湾労働者雇用安定センター」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

4 港湾労働者雇用安定センターは、その名称若しくは住所又は事務所の所在地を変更しようとするときはあらかじめ、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

5 労働大臣は、前項の届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。(指定の条件)

6 第十三条前条第一項の指定には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定を受ける者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。(業務)

第七十四条 港湾労働者雇用安定センターは、第十一条第一項の指定に係る港湾における港湾労働者又は事業主に対し、次に掲げる業務を行うものとする。

一 港湾労働者の雇用の安定に関する調査研究を行うこと。

二 事業主に対し、港湾労働者の雇用管理に関する技術的事項について相談その他の援助を行うこと。

三 就業管理者に対する研修を行うこと。

四 港湾労働者に対する訓練を行うこと。

五 当該港湾における港湾運送の業務に関し、労働者派遣(労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいい、船員職業安定法第六条第一項に規定する労働者派遣を、船員職業安定法第六条第一項に規定する船員を対象とするもの)

六 前号に掲げるもののほか、港湾労働者の

第十五条 港湾労働者雇用安定センターが行う前条第五号に掲げる業務(以下この章において「労働者派遣業務」という。)に関しては、労働者派遣法第二章(第二十四条を除く。)の規定並びに労働者派遣法第二十六条第二項から第四項まで及び第四十八条第二項の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾労働者雇用安定センターを労働者派遣法

第十六条 港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣は、その常時雇用する労働者を派遣することにより行わなければならない。ただし、その常時雇用する労働者のみの派遣によつては労働者派遣の需要に応じられない場合その他の労働省令で定める場合には、その常時雇用する労働者以外の労働者であつて労働大臣が定める基準に適合するものを派遣することができる。

2 港湾労働者雇用安定センターは、事業主から労働者の派遣を求められたときは、労働省令で定めた正当な理由がある場合は、この限りでない。労働者派遣の求められたときは、労働省令で定めた正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 第九条第一項及び第十条第二項の規定は港湾労働者雇用安定センターが労働者派遣の対象となる者として労働者を雇い入れ、又はその雇用する労働者を新たに労働者派遣の対象としようとする場合について、第九条第二項及び第三項の規定は当該労働者について準用する。この場合において、第十条第二項中「前項ただし書に規定する場合において、公共職業安定所」とあるのは、「公共職業安定所」と読み替えるものとする。

4 第十九条 港湾労働者雇用安定センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 事業計画書には、当該港湾に係る港湾雇用安定時雇用する労働者の数その他の労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業計画書には、当該港湾に係る港湾雇用安定等計画の定めるところに則して作成するものとする。

3 事業計画書には、労働者派遣の対象となる常時雇用する労働者の数その他の労働省令で定める事項を記載しなければならない。

4 港湾労働者雇用安定センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、労働大臣に提出しなければならない。

第十七条 港湾労働者雇用安定センターは、労働者派遣業務に関する規程(以下この章において「労働者派遣規程」という。)を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(労働者派遣規程)

第二十条 国は、港湾労働者雇用安定センターに

対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その行う業務に要する費用の一部を補助することができる。

(役員の選任及び解任)

第二十一条 港湾労働者雇用安定センターの役員の選任及び解任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 港湾労働者雇用安定センターの役員が、この章の規定(当該規定に基づく命令又は処分)を含む。若しくは第十七条第一項の規定により認可を受けた労働者派遣規程に違反する行為をしたとき、第十四条に規定する業務に関し著しく不適な行為をしたとき、又はその在任により港湾労働者雇用安定センターが第十二条第二項第三号に該当することとなるときは、労働大臣は、当該港湾労働者雇用安定センターに対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十二条 労働大臣は、第十四条に規定する業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、当該業務の状況に関する必要な報告をさせ、又は所属の職員に、港湾労働者雇用安定センターの事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十三条 労働大臣は、この章の規定を施行するため必要な限度において、港湾労働者雇用安定センターに対し、第十四条に規定する業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第二十四条 労働大臣は、港湾労働者雇用安定センターが次の各号のいずれかに該当するとき、第十二条第一項の指定(以下この条において「指定」という。)を取り消し、又は期間を定めて第十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第十四条に規定する業務を適正かつ確實に実施することができないと認められるとき。

二 指定に關し不正の行為があつたとき。

三 この章の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

四 第十三条第一項の条件に違反したとき。

五 第十七条第一項の規定により認可を受けた労働者派遣規程に違反して労働者派遣業務を行つたとき。

2 労働大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は第十四条に規定する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

三 第二十五条 労働大臣は、次に掲げる処分をしようとするときは、労働省令で定めるところによつて、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

2 勞働大臣は、前項の規定による指定の取消し又は一部の停止を命じたときは、労働省令で定めるところによつて、あらかじめ、期日及び場所を指定して、聴聞を行わなければならない。

3 第二十二条第二項の規定による役員の解任命令

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 前項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督命令)

第二十六条 事業主は、第十二条第一項の指定に係る港湾において、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとする

ときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、労働者の派遣を求めるよう努めるものとする。

(経過措置の政令への委任)

第二十七条 第二条第一号又は第二号ロの規定に基づいて政令を制定し、又は改廃する場合に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定める

ことができる。

(労働省令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、労働省令で定める。

(第六章 罰則)

第二十九条 第十条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

3 第三十一条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

2 第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(附 则)

2 第二十二条第一項の規定による立入検査の権限は、当該処分に係る港湾

2 前項の規定による立入検査の権限は、当該処分に係る港湾

う。)前に前条の規定による廃止前の港湾労働法(以下「旧法」という。)第十三条第一項若しくは第二十二条又は第十六条第二項の規定により行われた届出は、それぞれ第九条第一項又は第十条第二項の規定により行われた届出とみなす。

(旧雇用調整手当等に関する経過措置)

第四条 施行日前の日に係る旧法の規定による雇用調整手当(以下「旧雇用調整手当」という。)の支給については、なお従前の例による。

2 偽りその他不正の行為によつて旧雇用調整手当の支給を受け、又は受けようとした者に対する旧雇用調整手当を支給しないこととする处分については、なお従前の例による。

3 偽りその他不正の行為によつて旧雇用調整手当の支給を受けた者及び当該旧雇用調整手当に対するその支給した旧雇用調整手当の額に相当する額の全部又は一部を返還させることとする处分については、なお従前の例による。

(旧納付金等に関する経過措置)

第五条 施行日前の期間に係る旧法の規定による納付金及び当該納付金に係る徴収金(以下「旧納付金等」という。)並びに当該納付金の負担について、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第二項の認可を受けている事業主の団体は、施行日以後においても、同条第三項に規定する納付金事務の処理する事務組合として、旧納付金等に關し同条第一項に規定する納付金事務を処理することができるものとし、当該納付金事務の処理について、

なお従前の例による。

(旧雇用調整手当に係る時効等に関する経過措置)

2 この法律の施行の際現に旧法第四十四条第二項の認可を受けている事業主の団体は、施行日以後においても、同条第三項に規定する納付金事務の処理について、

なお従前の例による。

(港湾労働法の廃止)

第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。

(港湾労働法の廃止)

2 第二条 港湾労働法(昭和四十年法律第二百二十号)は、廃止する。

(港湾労働者の雇用の届出等に関する経過措置)

2 第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい

第六条 旧雇用調整手当及び旧納付金等に係る時

効については、なお従前の例による。

2 旧雇用調整手当に係る受給権の譲渡、担保への提供及び差押えの禁止並びに公課の禁止については、なお従前の例による。

(国の補助に関する経過措置)

第七条 附則第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧雇用調整手当の支給に要する費用に係る旧法第五十二条に規定する国への補助については、なお従前の例による。

(雇用促進事業団に対する監督等に関する経過措置)

第八条 雇用促進事業団が施行日以後に行う旧法第五十一条に規定する港湾労働者福祉業務に関しては、旧法第五十三条から第五十五条まで及び第六十二条の規定は、なおその効力を有する。

(退職金共済制度に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に旧法第五十六条第一項の規定により同項に規定する中小企業者の雇用する従業員とみなされて中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)が適用されている旧法第五十九条第一項に規定する登録日雇港湾労働者(以下「旧登録日雇港湾労働者」という。)については、施行日の前日に退職したものとみなして、中小企業退職金共済法(第二十六条を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第十条第一項ただし書中「十一月に満たないとき」とあるのは、「十二月に満たない」とみなし、(港湾労働法(昭和六十三年法律第百六十号)附則第九条第一号又は第三号に該当する場合を除く。)ととする。

2 前項の規定により退職したものとみなされる者であつて、旧登録日雇港湾労働者であつたときの掛金納付月数(中小企業退職金共済法第十一条において同じ。)を基礎として施行日以後最初に支給される退職金(以下この項において「特定退職金」という。)に係る掛金納付月数が

二十四年に満たないものの特定退職金の額は、

同法第十条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 特定退職金に係る退職が前項の規定により

退職したものとみなされたものである場合の規定による掛け金納付月数の通算が行われた場合であつて、特定退職金掛金総額に係る掛け金納付月数が十二月以上のとき、施行日前における掛け金納付月数(以下この項において「退職前掛け金納付月数」という。)に係る掛け金の総額に、特定退職金掛金総額に係る掛け金納付月数について同法第十条第二項の規定に基づき算定した金額と退職前掛け金納付月数について同項の規定に基づき算定した金額(退職前掛け金納付月数が十二月に満たない場合にあつては、同項第一号中「応じ別表第一の第二欄に定める金額」とあるのは「相当する数に九百円を乗じて得た金額」と、同項第二号中「応じ別表第一の第三欄(掛け金月額の変更があつた場合において、退職金共済契約の効力が生じた日における掛け金月額を超える掛け金月額があるとき(掛け金納付月数が二十四月未満である場合を除く。)は、その超える額について、その超える額に応じ同表の第四欄に定める金額」とあるのは「相当とみなし、当該区分ごとに該当する数に三百円を乗じて得た金額」として同項の規定を適用して算定した金額)との差額を加えた額(特定退職金に係る退職が死亡によるものである場合にあつては、同項ただし書の規定に基づき算定した額)

に係る退職が死亡によるものである場合については、中小企業退職金共済法第十条第二項ただし書の規定に基づき算定した額)。

2 旧登録日雇港湾労働者が施行日以後において「特定の会計」という。)に係る昭和六十年三月三十一日における収支の状況、旧法第五十二条の規定による労働大臣の認定は要しないものとする。

(雇用保険法の特例に関する経過措置)

第十条 施行日前に事業主が旧法第二条第二号に規定する港湾運送の業務に使用するため雇入れた旧登録日雇港湾労働者であつて、当該雇入れに係る雇用期間の末日が施行日以後の日であるものに対する当該雇用期間に係る雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第四十二条の規定の適用については、なお従前の例による。

第十一条 旧法の規定(これららの規定の例によることとされる場合を含む。)による処分であつて、旧法第六十五条第一項及び第六十六条に規定するものに対する不服申立て及び当該処分の取消しの訴えについては、旧法第六十五条から第六十八条までの規定は、なおその効力を有する。

2 四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

3 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

4 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

5 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

6 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

7 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

8 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

9 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

10 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

11 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

12 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

13 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

14 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

15 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

16 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

17 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

18 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

19 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

20 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

21 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

22 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

23 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

24 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

25 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

26 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

27 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

28 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

29 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

30 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

31 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

32 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

33 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

34 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

35 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

36 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

37 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

38 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

39 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

40 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

41 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

42 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

43 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

44 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

45 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

46 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

47 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

48 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

49 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

50 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

51 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

52 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

53 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

54 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

55 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

56 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

57 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

58 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

59 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

60 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

61 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

62 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

63 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

64 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

65 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

66 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

67 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

68 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

69 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

70 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

71 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

72 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

73 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

74 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

75 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

76 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

77 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

78 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

79 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

80 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

81 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

82 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

83 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

84 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

85 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

86 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

87 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

88 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

89 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

90 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

91 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

92 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

93 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

94 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

95 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

96 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

97 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

98 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

99 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

100 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

101 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

102 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

103 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

104 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

105 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

106 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

107 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

108 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

109 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

110 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

111 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

112 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

113 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

114 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

115 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

116 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

117 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

118 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

119 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

120 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

121 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

122 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

123 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

124 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

125 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

126 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

127 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

128 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

129 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

130 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

131 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

132 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

133 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

134 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

135 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

136 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

137 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

138 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

139 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

140 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

141 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

142 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

143 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

144 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

145 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

146 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

147 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

148 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

149 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

150 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

151 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

152 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

153 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

154 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

155 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

156 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

157 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

158 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

159 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

160 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

161 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

162 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

163 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

164 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

165 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

166 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

167 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

168 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

169 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

170 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

171 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

172 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

173 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

174 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

175 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

176 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

177 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

178 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

179 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

180 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

181 第二号の業務に附帯する業務を行ふこと。

昭和六十三年四月二十二日 衆議院会議録第十八号

港湾労働法案及び同報告書

児童扶養手当法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、港湾運送に必要な労働力の確保に資するとともに、港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図るため、港湾労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上等に関する措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 労働大臣は、港湾ごとに、港湾労働者の雇用の安定その他港湾労働者の福祉の増進に用いる港湾雇用安定等計画を策定すること。
- 2 届用の改善等について、事業主、国等関係者との責務に関する規定を設けるとともに、事業主は、港湾労働者の雇用管理に関する事項を管理させるため、雇用管理者を選任しなければならないこと。
- 3 公共職業安定所長は、港湾労働者の雇用管理の改善を図る必要があると認められる事業主に対し、必要な勧告を行うことができるとしても、当該勧告を受けた事業主は、必要に応じ雇用管理に関する計画を作成すること。
- 4 事業主は、その雇用する労働者（日雇労働者を除く。）を港湾運送の業務に従事させようとするときは、その氏名等を公共職業安定所長に届け出ることとし、公共職業安定所長は、当該届出に係る労働者であつて常時港湾運送の業務に従事するものに対し、港湾労働者証を交付すること。
- 5 事業主は、原則として、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させてはならないこと。
- 6 労働大臣は、各港湾につき、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人を港湾労働者雇用安定センターとして指定し、港湾労働者の雇用の安定に関する調査研究、雇用管理に関する相談援助、雇用管理者に対する研修、港湾労働者に対する

る訓練及び労働者派遣等の業務を行わせるこ

と。

派遣は、その常時雇用する労働者を派遣することにより行わなければならない、その常時雇用する労働者のみの派遣によつて労働者派遣の需要に応じられない場合には、その常時雇用する労働者以外の労働者であつて労働大臣が定める基準に適合するものを派遣することができる。

大臣が定める基準に適合するものを派遣することができる。

大臣が定める基準に適合するものを派遣することができる。

大臣の認可を受けなければならないこと。

9 国は、港湾労働者雇用安定センターに対し、予算の範囲内において、その行う業務に要する費用の一部を補助することができる。

10 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、労働者の派遣を求めるよう努めること。

11 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行することとし、現行の港湾労働法は、廃止すること。

12 この法律の施行に際し、必要な暫定措置等を定めるとともに、所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の修正議決理由

近年の港湾運送における労働力の需給構造の変化等に即応しつつ、港湾運送に必要な労働力の確保及び港湾労働者の雇用の安定その他福祉の増進を図ることは、時宜に適するものと認められること。

5 事業主は、原則として、公共職業安定所の紹介を受けて雇い入れた者でなければ、日雇労働者として港湾運送の業務に従事させてはならないこと。

- 6 労働大臣は、各港湾につき、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的として設立された公益法人を港湾労働者雇用安定センターとして指定し、港湾労働者の雇用の安定に関する調査研究、雇用管理に関する相談援助、雇用管理者に対する研修、港湾労働者に対する

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに

決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年度一般会計予算（労働省所管）に六億一千七百八十八万六千円が計上されている。

一一〇第六百三十七号条約の批准に向けて、引き続き必要な条件整備に努めること。

二 本法施行後の実績等を勘案し、本法の適用港湾の拡大に努めること。

昭和六十三年四月十九日

社会労働委員長 稲垣 実男

衆議院議長 原 健三郎殿

〔別紙〕

（小字及び
— は修正）

（労働者派遣に係る事業主の努力義務）

第二十六条 事業主は、第十二条第一項の指定に係る港湾において、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

13 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

14 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

15 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

16 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

17 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

18 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

19 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

20 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

21 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

22 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

23 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

24 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

25 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

26 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

27 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

28 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

29 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

30 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

31 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

32 事業主は、その常時雇用する労働者以外の者を港湾運送の業務に従事させようとするときは、港湾労働者雇用安定センターに対し、

港湾労働法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一 ILO第六百三十七号条約の批准に向けて、引き続き必要な条件整備に努めること。
二 本法施行後の実績等を勘案し、本法の適用港湾の拡大に努めること。

〔別紙〕

港湾労働法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。
一 ILO第六百三十七号条約の批准に向けて、引き続き必要な条件整備に努めること。
二 本法施行後の実績等を勘案し、本法の適用港湾の拡大に努めること。

六八一

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正)

第二条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律
(昭和三十九年法律第百三十四号)の一部を次の
ように改正する。

第四条中「一万七千四百円」を「二万七千五百
円」に、「四万三千百円」を「四万三千百円」に改め
る。

第十八条中「一万千六百五十円」を「一万千七
百円」に改める。

第二十六条の三中「一万九千円」を「二万九百
五十円」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改
正)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭
和六十年法律第三十四号)の一部を次のように
改正する。

附則第三十二条第一項の表中「三十二万八千
八百円」を「三十三万円」に改める。

附則第三十二条の二中「給付のうち老齢年
金」を「給付(通算老齢年金 障害福祉年金)
に、支給されるもの」を「支給される老齢年金」
に改める。

(年金福利事業団法の一部改正)

第四条 年金福利事業団法(昭和三十六年法律第
百八十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号イ中「居住するため」の
下に「又は直系血族その他の政令で定める親族(以
下この号において「直系血族等」という。)の居住
の用に供するため」を加え、同号ロ及びハ中「居
住するため」の下に「又は直系血族等の居住の用
に供するため」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から
施行する。ただし、第三条中国民年金法等の一
部を改正する法律(昭和六十一年法律第三十四号。
以下「法律第三十四号」という。)附則第二十二条
以下「法律第三十四号」という。)附則第二十二条

の二の改正規定は、昭和六十四年一月一日から
施行する。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 昭和六十三年三月以前の月分の児童扶養
手当の額については、なお従前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一
部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十三年三月以前の月分の特別児童
扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及
び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定
による福祉手当については、なお従前の例によ
る。

(法律第三十四号の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和六十三年三月以前の月分の法律第三
十四号第一条の規定による改正前の国民年金法
による福祉手当の額については、なお従前の例によ
る。

(法律第三十四号の一部改正に伴う経過措置)

第五条 国民年金法による年金たる給付(付加年
金を除く)、厚生年金保険法(昭和二十九年法
律第百十五号)による年金たる保険給付、法
律第三十四号附則第三十二条第三項に規定する
年金たる給付並びに法律第三十四号附則第七十
八条第一項及び第八十七条第四項に規定する年
金に対する年金たる保険給付については、昭和六十
一年の年平均の物価指數(総務省において作成する全国
消費者物価指数をいう。以下この項において同
じ。)に対する昭和六十二年の年平均の物価指數
の比率を基準として、昭和六十三年四月以降の
当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を
改定する。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付
又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農
業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
第三十四条の二の規定の適用については、国民
年金法第十六条の二の規定により同法による年
金たる給付(付加年金を除く)の額を改定する
措置とみなす。

5 第一項及び第二項の規定による年金たる給付
又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農
業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)
第三十四条の二の規定の適用については、国民
年金法第十六条の二の規定により同法による年
金たる給付(付加年金を除く)の額を改定する
措置とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

(二) 特別障害者手当の額を月額二万九千円か
ら二万九百五十円に引き上げること。

3 提出制国民年金及び厚生年金保険に関する
事項

4 物価スライドの特例措置

5 提出制国民年金及び厚生年金保険につ
いて、昭和六十三年度において特例として昭
和六十二年の消費者物価上昇率(〇・一ペー
セント)に応じた年金額の改定措置を講ず
ること。

(一) 旧国民年金法による障害年金等につい
て、現行の年四回支払を昭和六十四年(二月
から、二月、四月、六月、八月、十月及び
十一月の年六回支払に支払期月を変更する
こと。

6 老齢福祉年金に関する事項

7 老齢福祉年金の額を月額二万七千四百円か
ら二万七千五百円に引き上げること。

8 本邦は、母子家庭、心身障害者及び老人等の
福祉の向上を図るために、児童扶養手当、特別児
童扶養手当等の額の引上げ並びに提出制国民年
金、厚生年金及び老齢福祉年金の額の引上げを
行うとともに、年金福利事業団の住宅融資制度
とおりである。

9 特別児童扶養手当等に関する事項

10 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

11 特別児童扶養手当等に関する事項

12 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

13 特別児童扶養手当等に関する事項

14 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

15 特別児童扶養手当等に関する事項

16 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

17 特別児童扶養手当等に関する事項

18 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

19 特別児童扶養手当等に関する事項

20 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

21 特別児童扶養手当等に関する事項

22 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

23 特別児童扶養手当等に関する事項

24 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

25 特別児童扶養手当等に関する事項

26 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

27 特別児童扶養手当等に関する事項

28 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

29 特別児童扶養手当等に関する事項

30 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

31 特別児童扶養手当等に関する事項

32 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

33 特別児童扶養手当等に関する事項

34 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

35 特別児童扶養手当等に関する事項

36 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

37 特別児童扶養手当等に関する事項

38 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

39 特別児童扶養手当等に関する事項

40 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

41 特別児童扶養手当等に関する事項

42 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

43 特別児童扶養手当等に関する事項

44 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

45 特別児童扶養手当等に関する事項

46 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

47 特別児童扶養手当等に関する事項

48 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

49 特別児童扶養手当等に関する事項

50 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

51 特別児童扶養手当等に関する事項

52 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

53 特別児童扶養手当等に関する事項

54 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

55 特別児童扶養手当等に関する事項

56 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

57 特別児童扶養手当等に関する事項

58 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

59 特別児童扶養手当等に関する事項

60 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

61 特別児童扶養手当等に関する事項

62 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

63 特別児童扶養手当等に関する事項

64 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

65 特別児童扶養手当等に関する事項

66 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

67 特別児童扶養手当等に関する事項

68 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

69 特別児童扶養手当等に関する事項

70 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

71 特別児童扶養手当等に関する事項

72 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

73 特別児童扶養手当等に関する事項

74 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

75 特別児童扶養手当等に関する事項

76 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

77 特別児童扶養手当等に関する事項

78 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

79 特別児童扶養手当等に関する事項

80 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

81 特別児童扶養手当等に関する事項

82 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

83 特別児童扶養手当等に関する事項

84 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

85 特別児童扶養手当等に関する事項

86 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

87 特別児童扶養手当等に関する事項

88 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

89 特別児童扶養手当等に関する事項

90 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

91 特別児童扶養手当等に関する事項

92 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

93 特別児童扶養手当等に関する事項

94 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

95 特別児童扶養手当等に関する事項

96 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

97 特別児童扶養手当等に関する事項

98 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

99 特別児童扶養手当等に関する事項

100 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

101 特別児童扶養手当等に関する事項

102 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

103 特別児童扶養手当等に関する事項

104 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

105 特別児童扶養手当等に関する事項

106 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

107 特別児童扶養手当等に関する事項

108 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

109 特別児童扶養手当等に関する事項

110 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

111 特別児童扶養手当等に関する事項

112 特別児童扶養手当等の額を児童一人の場合は月額三
万三千九百円から三万四千円に、児童二人の
場合月額三万八千九百円から三万九千円に、
それぞれ引き上げること。

113 特別児童扶養手当等に関する事項

6 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。ただし、3の(2)については、昭和六十四年一月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

母子家庭、心身障害者及び老人等の福祉の向上を図るために、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の額を引き上げ、提出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十三年度において特例として年金額を改定するとともに、年金福祉事業団の住宅融資制度の拡充等の措置を講ずることと、時宜に適すると認めるが、なお、施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年度一般会計予算(厚生省所管)に児童扶養手当給付費負担金一億一千八百万円、児童扶養手当給付費三億九百万円、特別児童扶養手当給付費一億七千万円、特別障害者手当等給付費補助金八千万円が計上され、また、昭和六十三年度特別会計予算において、厚生保険特別会計年金勘定に保険給付費七十八億円、国庫負担十七億円、国民年金特別会計基礎年金勘定に基礎年金給付費九億円、国民年金特別会計国民年金勘定に国民年金給付費二十六億円、国庫負担七億円、国民年金特別会計年金勘定に国民年金給付費十一億円(全額国庫負担)がそれぞれ計上されている。右報告する。

昭和六十三年四月二十一日

社会労働委員長 稲垣 実男

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)
○等
第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第三条中国民年金法等の一

号。以下「法律第三十四号」という。附則第三十一条の二の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する。

第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第四条、第十八条(法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する場合を含む)及び第二十六条の三の規定並びに第三条の規定による改正後の法律第三十四号附則第三十二条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「法律第三十四号」という。附則第三十一条の二の改正規定は、昭和六十四年一月一日から施行する)に

手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

理 由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和六十三年三月二十三日

内閣総理大臣 竹下 登

国会に提出する。

議案の目的及び要旨

本案は、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当等の額を引き上げようとするもので、その要旨は次のとおりである。

- 1 医療特別手当の額を月額十一万六百円から十一万二千円に引き上げること。
- 2 特別手当の額を月額四万三千百円から四万三千五百円に引き上げること。
- 3 原子爆弾小頭症手当の額を月額三万八千四百円から三万八千五百円に引き上げること。
- 4 健康管理手当の額を月額二万七千四百円から二万七千五百円に引き上げること。
- 5 厚生省令で定める範囲の身体上の障害のある者等に支給する保健手当の額を月額二万七千四百円から二万七千五百円に引き上げるとともに、それ以外の者に支給する保健手当の額を月額一万三千七百円から一万三千八百円に引き上げること。
- 6 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

附 則

1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律第二条第三項、第三条第三項、第四条の二第三項、第五条第四項及び第五条の二第三項の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

2 昭和六十三年三月以前の月分の医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当等の額の引上げの措置を講ずることと、時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

昭和六十三年三月二十三日

衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

2 1 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

3 第五条の二第三項中「一万三千七百円」を「一万三千八百円」に、「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に改める。

4 第五条第四項中「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に改める。

5 第五条第四項中「二万七千四百円」を「二万七千五百円」に改める。

6 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

議案の修正議決理由

原子爆弾被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当等の額の引上げの措置を講ずることと、時宜に適するものと認めるが、なお、施行

れ、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

また、本案に対しても、日本共産党・革新共同より被爆者年金の支給等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和六十三年度一般会計予算(厚生省所管)に原爆被爆者手当交付金として約七億四千万円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して藤本厚生大臣より日本共産党・革新共同提出の修正案に対して「反対である。」旨の意見が述べられた。

五 右報告書

昭和六十三年四月二十一日

衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

(小字及び一は修正)

〔別紙〕

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

国家補償の精神に基づく原子爆弾被爆者等援護法の制定を求める声は、一層高まってきた。また、原爆被爆者対策基本問題懇談会の意見書も、被爆者の援護対策は、広い意味での国家補償の精神で行うべきであるとの立場をとっている。

政府は、原爆被爆者が高齢化し、事態は緊急を要するものであるという認識に立ち、可及的速やかに現行法を検討して、次の諸点についてその実現に努めるべきである。

一、昭和六十年に行われた原爆被爆者実態調査のうち死没者等調査について、速やかに解析を行い、調査の集大成を図ること。

二、被爆者の障害の実態を踏まえ、所得制限のあり方を見直すこと。

三、放射線影響研究所、広島大学原爆放射能医学研究所、科学技術庁放射線医学総合研究所など研究調査機関相互の連携を強化するとともに、研究体制を整備充実し、その成果を被爆者対策に活用するよう、遺憾なきを期すこと。

四、放射線影響研究所の運営の改善、移転対策を進めるとともに、被爆者の健康管理と治療により役立てるため、原爆病院、財團法人原爆障害対策協議会との一体的運営が行えるよう検討すること。

五、原爆病院の運営に当たっては、被爆者が必要とする医療を十分受けられるよう、施設、設備の充実を含め、万全の措置を講ずること。

第八条第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額
特 別 項 症	第一項症の年金額に二、一一七、七〇〇円以内の額を加えた額	四、六一、〇〇〇円

六、被爆者に対する諸給付について、他制度との関連も検討し、生活保護の収入認定のあり方を見直すこと。

七、原爆症の認定については、近時の科学的知見を踏まえつつ被爆者の実情に即応するよう、運営の改善を行うこと。

八、被爆者に対する家庭奉仕員制度及び相談業務の一層の強化を図ること。

九、被爆者とその子及び孫に対する影響についての調査、研究及びその対策について十分配意し、二世の健康診断については、継続して行うことともに、その置かれている立場を理解して一層充実を図ること。

十、健康管理手当の支給については、制度の趣旨を活かしつつ、被爆者の実情を踏まえた運営を行うこと。

十一、健康管理手当の支給については、制度の趣旨を活かしつつ、被爆者の実情を踏まえた運営を行うこと。

十二、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和六十二年三月二十三日

内閣総理大臣 竹下 登

障害の程度	年	金額	額
第一 款 症		四、九〇五、〇〇円	
第二 款 症		四、〇六九、〇〇〇円	
第三 款 症		三、四九一、〇〇〇円	
第四 款 症		二、八六八、〇〇〇円	
第五 款 症		二、三〇〇、〇〇〇円	
第六 款 症		一、九二〇、五〇〇円	
第七 款 症		一、五六一、九〇〇円	
第八 款 症		一、二六五、五〇〇円	

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額	額
第一 款 症		第一項症の年金額に二、四六〇、四〇〇円以内の額を加えた額	
第二 款 症		二、五一四、九〇〇円	
第三 款 症		二、九三一、八〇〇円	
第四 款 症		二、四三三、〇〇〇円	
第五 款 症		一、九二〇、五〇〇円	
第六 款 症		一、五六一、九〇〇円	
第七 款 症		一、二六五、五〇〇円	

第八条の二第一項の表を次のように改める。

障害の程度	年	金額	額
第一 款 症		第一項症の年金額に二、四六〇、四〇〇円以内の額を加えた額	
第二 款 症		二、五一四、九〇〇円	
第三 款 症		二、九三一、八〇〇円	
第四 款 症		二、四三三、〇〇〇円	
第五 款 症		一、九二〇、五〇〇円	
第六 款 症		一、五六一、九〇〇円	
第七 款 症		一、二六五、五〇〇円	

第一款症	一、一五〇、六〇〇円
第二款症	一、〇四七、三〇〇円
第三款症	八四二、〇〇〇円
第四款症	六八〇、三〇〇円
第五款症	五九八、五〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	三、七三八、九〇〇円
第二款症	三、一〇一、三〇〇円
第三款症	一、六六〇、六〇〇円
第四款症	一、一八五、九〇〇円
第五款症	一、七五四、〇〇〇円

第二十六条第一項中「百五十四万三千四百円」を「百五十六万三千四百円」に改める。

第二十七条第一項中「百五十四万三千四百円」を「百五十六万三千四百円」に改め、同条第三項の表中「三七〇、六〇〇円」を「三七四、五百〇円」に、「一九二、二〇〇円」を「一九五、一〇〇円」に、「一九八、一〇〇円」を「一九九、九〇〇円」に改める。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

8 前項の特別給付金を受ける権利を取得した者であつて、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日において第五項各号のいずれかに該当し、かつ、当該特

別給付金を受ける権利を取得した日から五年を経過した日の前日までの間にその者と氏を同じくする子又は孫を有するに至らなかつたものには、特別給付金を支給する。

第五条第一項中「六十万円」の下に、同条第八項の特別給付金にあつては「七十五万円」を加える。

附則第二項中「第七項」を「第八項」に改める。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

理由

戰傷病者、戰没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げる

にも、戰没者の父母等に改めて特別給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。

議案の修正議決理由

戦傷病者、戰没者遺族等の待遇の改善を図る

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引上げる目的及び要旨
議案の目的及び要旨
本案は、戦傷病者、戦没者遺族等の待遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引上げる目的及び要旨
1 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
(1) 障害年金、遺族年金等の額の引上げ

(1) 障害年金の額(第一項症の場合)

区分	分現	行	昭和六十三年四月分から
公務傷病	四、五五四、〇〇〇円	四、六一一、〇〇〇円	
勤務閑連傷病	三、四七一、五〇〇円	三、五一四、九〇〇円	

(2) 遺族年金及び遺族給与金の額

区分	分現	行	昭和六十三年四月分から
公務死	一、五四三、四〇〇円	一、五六一、四〇〇円	
勤務閑連死	一、二二一、四〇〇円	一、二三六、四〇〇円	
公務(重症)	一、二二一、四〇〇円	一、二三六、四〇〇円	
勤務閑連(軽症)	三七〇、六〇〇円	三七四、五〇〇円	
平病死			
公務死	二九二、一〇〇円	二九五、一〇〇円	
勤務閑連(軽症)	二九二、一〇〇円	二九五、一〇〇円	
併発死			
公務	二九二、一〇〇円	二九五、一〇〇円	
勤務閑連	一九八、一〇〇円	一九九、九〇〇円	

たため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げることとも、戦没者の父母等に改めて特別給付金を支給することは時宜に適するものと認めるが、なお、施行期日について自由民主党より修正案が提出され、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。
なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

2 戰没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正
国債(再々継続分)の最終償還を終えた戦没者の父母等に対し、改めて特別給付金として額面七十五万円、五年償還の無利子の国債を支給すること。

3 施行期日
この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。
議案の修正議決理由
この法律は、昭和六十三年四月一日から施行すること。
三 本案施行に要する経費
昭和六十三年度一般会計予算(厚生省所管)に十一億円が計上されている。

法により運用することができるものとする。

3 主務大臣又は都道府県知事は、土地開発公社の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、設立団体等に対し必要な措置を講ずべきことを求めることができるものとする。

二 議案の可決理由

最近における地方公共団体の行政施策の実情等にかんがみ、土地開発公社の業務範囲の拡大等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和六十三年四月十九日

衆議院議長 原 健三郎殿

松本 十郎

農用地開発公团法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和六十三年一月十五日 内閣総理大臣 竹下 登

農用地開発公团法の一部を改正する法律
農用地開発公团法の一部を改正する法律
農用地開発公团法(昭和四十九年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条 農用地整備公团法

(目的)
農用地整備公團は、農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況等に照らして農業生産の基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域において、農用地及び土地改良施設の整備等の業務を総合的かつ集中的に行うとともに、地形、地質その他の自然条件の特殊性に起因して農業生産を著しく阻害する障害が生じるものとすると。

第一条 農用地整備公團は、農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況等に照らして農業生産の基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域において、農用地及び土地改良施設の整備等の業務を総合的かつ集中的に行うとともに、地形、地質その他の自然条件の特殊性に起因して農業生産を著しく阻害する障害が生じるものとすると。

てある農業地域内において、その障害を除去することを目的とする。

第二条 及び第六条中「農用地開発公團」を「農用地整備公團」に改める。

第八条中「五人」を「四人」に、「一人以内」を「一

人」に改める。

第十一条第一項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十九条第一項第一号を次のように改める。

一 農用地等の存在及び整備の状況その他の農業経営に関する基本的条件の現況等に照らして農業生産の基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、次の事業を一体として総合的かつ集中的に行うこと。

イ 農用地(耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。以下同じ。)の改良又は保全のために必要な区画整理、客土、暗きよ排水又はこれらに準ずる事業として政令で定めるもの(これらの事業と併せて行う農用地の造成(農用地間ににおける地目変換の事業を含む。以下同じ。)を含む。)

ロ 農業用排水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は利用上必要な施設で政令で定めるもの(以下「土地改良施設」という。)の新設又は改良

四 地形、地質その他の自然条件の特殊性に起因して、農用地の排水条件の著しい悪化その他農業生産を著しく阻害する障害が生じて、その農業生産において、その障害を除去する

ために必要な農業用排水施設の新設又は改良の事業でその事業による受益の範囲が著しく広く、かつ、急速に行う必要があるものとして政令で定めるものを行うこと。

五 第一号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設の譲渡し又は前号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された農業用排水施設の管理若しくは譲渡しを行うこと。

第十九条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 第一号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設(譲渡し前のものに限る。)又は第四号の業務を行うことにより新設され、若しくは改良された農業用排水施設(譲渡し前のものに限る。)についての災害復旧事業を行うこと。

第十九条第二項中「同項第一号イからハまでの事業として行う工事又は同項第三号」を「同項第一号、第四号又は第六号」に改める。

第二十条第一項各号を次のように改める。

一 申出に係る区域が、区域内の農用地の相当部分が集団的に存在し、かつ、その相当部分が申出に係る事業の実施によって利益を受けるべき土地(次号において「受益地」という。)に含まれる地域として政令で定める要件に適合するものであること。

二 第十九条第一項第一号又は第四号に規定する事業を行るべき旨の申出にあつては、その

第三号から第五号までを次のように改める。

三 委託に基づき、第一号の業務と併せて農業用施設の新設若しくは改良又は農業用施設の用に供される土地の造成若しくは改良の事業を行ふこと。

三 第十九条第一項第一号に規定する事業を行るべき旨の申出にあつては、前一号に掲げる

地域における農業生産の基盤の整備及び開発の状況、農用地の保有及び利用の状況、農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通し等に照らし、申出に係る事業を一体として総合的かつ集中的に実施する事業を行うこと。

四 第十九条第一項第四号に規定する事業を行ふことによりこれらの地域の農業の生産性の向上と農業構造の改善が急速に図られると見込まれること。

四 第十九条第一項第四号に規定する事業を行ふべき旨の申出にあつては、第一号及び第二号に掲げるもののほか、申出に係る区域が、地形、地質その他の自然条件に起因して相当の範囲にわたつて農業生産を著しく阻害する障害が生じている地域であつて、申出に係る事業を急速に行うことが必要かつ効果的と認められるものである。

四 第十九条第一項第四号に規定する事業を行ふことによりこれらの地域の農業の生産性の向上と農業構造の改善が急速に図られると見込まれること。

四 第十九条第一項第四号に規定する事業を行ふべき旨の申出にあつては、第一号及び第二号に掲げるもののほか、申出に係る区域が、地形、地質その他の自然条件に起因して相当の範囲にわたつて農業生産を著しく阻害する

事業を行ふことによりこれらの地域の農業の生産性の向上と農業構造の改善が急速に図られると見込まれること。

「農用地整備事業実施計画」を改め、「新たな区域を」を削り、「事業の実施に係る区域の一部」を事業（農用地の造成に限る。）の実施に係る区域を新たな区域に、「前項各号に定める」を「前項の」に

3 農林水産省令で定めるところにより、当該業務につき、その実施に係る区域、工事又は管理に関する事項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他の農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 公団は、第一項の規定により農用地保全事業実施計画を作成しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該農用地保全事業実施計画の概要その他必要な事項を公告して、当該農用地保全事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第四号の業務又は管理業務につき、それぞれ、その実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の三分の二以上の同意を得なければならない。

第二十一条第五項並びに土地改良法第五条第六項及び第七項、第八条第六項、第九条、第十条第五項並びに第八十七条第十項の規定は、第一項の場合について準用する。

3 第二十二条第五項並びに土地改良法第五条第六項及び第七項、第八条第六項、第九条、第十一条第五項、第四十八条第四項及び第六項並びに第十八条第十項の規定は、第一項の場合について準用する。

(管理規程)

第二十四条の四 公司は、管理業務を行おうとするときは、当該業務の実施の細目について、管理規程を作成し、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 土地改良法第五十七条の二第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

第二十五条第一項中「土地改良施設について第十九条第一項第三号」を「第十九条第一項第六号」に改め、「政令で定めるところにより」を削り、同項後段を削り、同条第三項中「第二十二条第四

から今までの事業、同項第一号の業務及び同項第三号の業務（土地改良施設に係るものに限る。以下同じ。）を第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務（同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。）に改め、「事業又は」を削り、同条第二項中「同項の事業又は」を「同項の」に改め、「負担する費用が第十九条第一項第一号への事業又は同号への事業を行うことにより新設され、若しくは改良された土地改良施設についての同項第三号の業務に要するものである場合にあつては、当該事業又は業務の実施に係る区域内にある土地の所有権を土地改良法第九十四条の八第五項（同法第九十四条の八の二第六項において準用する場合を含む。）の規定により取得した者又はその承継人（以下「干拓地取得者」という。）第四項において同じ。」を削り、「事業又は業務に「業務に」に、「前項」を、同項に改め、同条審査三項から第五項までの規定中「事業又は」を削る。

第二十一条第六項中「第八条第六項」を及び第七項、第七条第四項、第八条第五項及び第六項に、「及び」を「並びに」に改める。
第二十二条の見出し及び同条第一項中「事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 公団は、前項の規定により農用地整備事業実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、同項の認可を申請するときは、あらかじめ、農林水

第二十四条の二 公団は、第十九条第一項第四号の業務又は同項第五号の業務のうち農業用排水施設の管理の業務(以下「管理業務」という。)を行おうとするときは、第二十条第一項の事業実施方針に基づいて農用地保全事業実施計画を作成し、関係都道府県知事に協議するとともに、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

前項の農用地保全事業実施計画においては、

を公告して、その変更後の農用地保全事業実施計画の概要に係る第十九条第一項第四号の業務又は管理業務につき、それぞれ、その実施に係る区域（その変更によりその実施に係る区域の一部がその変更後のその実施に係る区域に該当しないこととなるものがあるときは、その該当しないこととなる区域をその変更後のその実施に係る区域に含めた区域）内にある土地について

項、事業費に関する事項、効果に関する事項その他農林水産省令で定めるものとする。

第二十六条第一項中「第十九条第一項第四号若しくは第五号の業務を〔第十九条第一項第三号若しくは第五号の業務（管理業務を除く。）〕に改め

概要に係る第十九条第一項第一号イ及びロの各事業につき、その実施に係る区域内にある土地についての土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第三条に規定する資格を有する者(以下「事業参加資格者」という。)の三分の一以上の同意(当該農用地整備事業実施計画の概要が農用地の造成の事業を内容の一部に含むときは、当該三分の一以上の同意及び当該事業の実施に係る区域内にある土地についての事業参加資格者の全員の同意)を得なければならない。

第二十一条第六項中「第八条第六項」を「及び第一項、第七条第四項、第八条第五項及び第六項」

改め、同条第四項中「前条第四項」を「前条第五項」と改め、「第五条第六項」の下に「及び第七項」を加え、「第八条第六項」を「第八条第五項及び第六項」に、「第十八条第十項」を「第六項並びに第十八条第十項」に、「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二十三条第一項中「又はロ」を削り、同条第二項中「から第五十二条の五まで、第五十三条(第一項第一号を除く)、第五十三条の二の二、第五十五条の三、第五十三条の四」を削る。

第二十四条の次に次の三条を加える。

(農用地保全事業実施計画)

(農用地保全事業実施計画の変更)
第二十四条の二 公団は、前条第一項の農用地保全事業実施計画を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、関係都道府県知事に協議するとともに、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 公団は、前項の規定により農用地保全事業実施計画の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合において、同項の認可を申請するときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その変更後の農用地保全事業実施計画の概要その他必要な事項

項の規定は第一項の場合について、「」を「第二十一
条第五項並びに」と、「第一項前段」と、「第一項」と
改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前
項前段」を「第一項」に改め、「(第十九条第一項第
一号イ又はロの事業を行うことにより新設され
又は改良された土地改良施設についての同項第三
号の業務に係るものに限る。)」を削り、「同号」を
「第十九条第一項第六号」に改め、同項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 前項の災害復旧事業実施計画においては、農
林水産省令で定めるところにより、当該業務に
つき、その実施に係る区域工事に関する事

(農用地保全事業実施計画の変更)

第三十九条第一項中「第十九条第一項第一号又は第四号の業務」に改め、「(同号ハ)の事業の実施に係る区域内にある土地にあつては、その土地についての干拓地取得者」を削り、「当該事業」を「当該業務」に、「事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画又は農用地保全事業実施計画」に改める。

第三十条第一項中「第十九条第一項第一号イからハまでの事業、同項第二号の業務及び同項第三号の業務について、同法第六百十三条の二第一項及び第二項」を「第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務(同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。)について、同法第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第一百三十二条の二第一項及び第二項、第一百三十三条の三、第一百四十四条第二項」に、「第十九条第一項第一号イからハまでの事業及び同項第三号の業務について、同法第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第一百三十二条の二第一項及び第二項、第一百三十三条の三、第一百四十四条第二項」に、「第十九条第一項第一号イからハまでの事業及び同項第三号の業務について、同法第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第一百三十二条の三並びに第一百四十四条第二項の規定は公団が行う第十九条第一項第一号イ及びロの事業並びにこれらの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務」を「第十九条第一項第一号及び第四号から第六号までの業務(同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。)に、「第十九条第一項第一号イ及びロの事業について」を「第十九条第一項第一号イの事業について」に改め、同条第二項中「第三十五条第三項」を「第二十四条の二第四項、第二十四条の三第三項、第二十四条の四第二項、第二十五条第四項」に改める。

第三十三条第三項中「財務諸表」の下に「及び前項の事業報告書」を加える。

第二十九条第一項中「第十九条第一項第一号又は第四号の業務」に改め、「(同号)ハの事業の実施に係る区域内にある土地にあつては、その土地についての干拓地取得者」を削り、「当該事業」を「当該業務」に、「事業実施計画」を「農用地整備事業実施計画」又は「農用地保全事業実施計画」に改める。
第三十条第一項中「第十九条第一項第一号イからハまでの事業、同項第二号の業務及び同項第三号の業務について、同法第百十三条の二第二項及び第二項」を「第十九条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までの業務」(同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。)について、同法第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第一百十三条の二第一項及び第二項、第一百十三条の三、第一百四十二条第二項」に、「第十九条第一項第一号イからハまでの事業及び同項第三号の業務について、同法第五十八条から第六十二条まで、第六十三条第二項及び第三項、第六十四条、第六十五条、第一百十三条の三並びに第一百四十二条第二項の規定は公団が行う第十九条第一項第一号イ及びロの事業並びにこれらの事業を行うことにより新設され、又は改良された土地改良施設についての同項第三号の業務」を「第十九条第一項第一号及び第四号から第六号までの業務(同項第五号の業務にあつては、管理業務に限る。)」に、「第十九条第一項第一号イの事業について」を「第十九条第一項第一号イの事業について」に改め、同条第二項中「第二十五条第三項」を「第二十四条の二第四項、第二十四条の三第三項、第二十四条の四第二項、第二十五条第四項」に改める。
第三十三条第三項中「財務諸表」の下に「及び前項の事業報告書」を加える。
第三十五条の見出し及び同条第一項中「農用地開発債券」を「農用地整備債券」に改める。
第三十九条ただし書中「第十九条第一項第四号若しくは」を「第十九条第一項第五号又は」に改める。

第四十四条を削り、第四十四条の二を第四十四とする。
第四十一条第一号中「第五十三条の四第一項」の
に「及び第十四条の四第二項において準用す
同法第五十七条の二第三項」を加え、同条第三
中、「第十九条の二及び附則第十一条」を「及び第
九条の二」に改める。
附則第十一条の前の見出しを「旧農地開発機械
団の業務等に係る特例」に改め、同条後段を次
のように改める。
この場合における第二十六条第一項及び第四
十八条の規定の適用については、第二十六条第
一項中「又は第十九条の二の業務」とあるのは
「第十九条の二の業務又は附則第十一条の業
務」と、第四十八条第三号中「及び第十九条の
二」とあるのは、「第十九条の二及び附則第十
一条」とする。
附則第十九条から第二十一条までを次のように
ある。

(農用地開発公団の業務に係る特例)

十九条 公団は、第十九条の規定にかかるわら
い。による改正前の第十九条第一項及び第
二項の業務で改正法の施行前に開始されたもの
(同条第一項又は第二項の業務の開始に必要な
事前の調査で改正法の施行前に開始されたもの
に係るもので政令で定めるものを含む)。及び
これらに附帯する業務を行うことができる。こ
の場合における第四十八条の規定の適用につ
いては、改正法による改正前の第二十条から第
二十九条まで、第三十条、第三十九条及び第四
項」とする。

前項の規定により公団が行う同項の業務につ
いては、改正法による改正前の第二十条から第
二十九条まで、第三十条、第三十九条及び第四

3 十四条の規定は、改正法の施行後も、なおその効力を有する。

第一項の規定により公団が改正法による改正前の第十九条第一項第二号の業務を行う場合は、農地法(昭和二十七年法律第二百一十九号)は、第三条第一項第四号中「業務」とあるのは、「業務若しくは同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第二号)による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第二号の業務」とする。

(業務の特例)

第二十条 公団は、当分の間、第十九条、第十九条の二、附則第十二条及び前条第一項に規定する業務のはか、農林水産大臣の認可を受けて、次の業務を行うことができる。

一 土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものを行う土地改良区その他政令で定める者に対し、当該事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により、公団が同項各号の業務を行ふ場合には、第二十六条第一項中「又は第十九条の二の業務」とあるのは「第十九条の二の業務又は附則第二十条第一項に規定する業務」と、第四十八条第三号中「及び第十九条の二」とあるのは、「第十九条の二及び附則第二十条第一項」とする。

(無利子貸付け)

第二十一条 政府は、当分の間、公団に対し、第十九条第一項第一号の業務で社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部及び前条第一項第

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

3 前項に定めるものほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関する必要な事項は、政令で定める。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農用地整備公団への移行)

第二条 農用地開発公団は、この法律の施行の時において、農用地整備公団(以下「公団」という。)となるものとする。

(国営土地改良事業の承継等)

第三条 この法律の施行の際現に国が土地改良事業として行つてゐる事業のうち、この法律によると改訂後の農用地整備公団法(以下「新法」という。)第二十条第一項の事業実施方針で定められた公団の新法第十九条第一項第四号の業務に相当する部分(以下「国営土地改良事業」という。)は、当該業務について次項の規定による公示があつた日の翌日から、公団がその業務として行うものとする。

2 農林水産大臣は、国営土地改良事業に係る公団の業務について新法第二十四条の二第一項の規定による農用地保全事業実施計画の認可をしたときは、政令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた時ににおいて当該国営土地改良事業に関する権利及び義務(当該国営土地改良事業に関する国営土地改良事業特別会計の資金運用部特別会計からの負債を含む。)は、その時において公団が承継する。

4 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなる場合において、國が委託に基づき当該国営土地改良事業と密接な関連を有する工事（以下この条において「関連工事」という。）を行つてゐるときは、公団が当該国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた時において当該関連工事に關し國が有する権利及び義務は、その時において公団が承継する。ただし、國がその委託をしてゐる者の同意を得ることができなかつたときは、この限りでない。

5 前項の規定により公団が國の有する権利及び義務を承継する場合において、公団が当該関連工事に係る業務を行うについては、新法第十九条第二項の規定による認可を受けることを要しない。

6 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつたときは、公団は、政令で定めるところにより、新法第二十七条规定による負担金の額のうち、当該国営土地改良事業を行うにつき國が要した費用の一部に相当する金額を國庫に納付しなければならない。

7 第一項の規定により公団が国営土地改良事業をその業務として行うこととなつた場合における新法第二十七条第一項の規定の適用について、公団がその業務として行うこととなつた場合は、新法第十九条第一項の規定による負担金の額のうち、当該国営土地改良事業を行うにつき國が要した費用の一部に相当する金額を國庫に納付しなければならない。

第四条 この法律の施行の際現に農用地整備公団という名称を使用してゐる者については、新法第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第五条 この法律の施行の際現に理事又は監事で

ある者の任期については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（公職選挙法の一部改正）

第七条 公職選挙法昭和二十五年法律第百零号の一部を次のように改正する。

第八条 土地収用法（昭和二十六年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第九条 第三条第五号中「農用地開発公団」を「農用地整備公団」に改める。

第十条 地方財政再建促進特別措置法（昭和二十七年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項中「農用地開発公団」を「農用地整備公団」に改める。

第十三条 第二項第一号中「農用地開發公団法」を「農用地整備公団法」に改める。

第十四条 第二項中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第十五条 第二項第一号中「農用地開發公団法」を「農用地開發公団法」に改める。

第十六条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第十七条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第十八条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第十九条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十一条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十二条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十三条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十四条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十五条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十六条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十七条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十八条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

第二十九条 第二項第一号中「農用地開發公団」を「農用地開發公団法」に改める。

が農用地開發公団法（昭和四十九年法律第四十号）により行う同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第号）による改正前又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。」を削る。

第七十三条の四第一項第一号中「農用地開發公団」を「農用地整備公団」に改める。

第七十三条第六第一項中「（農用地開發公団法第一項を次のように改正する。

第七十三条第二項において準用する土地改良法第五十四条の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む。」及び「（農用地開發公団法第二十四条第二項において準用する土地改良法第一百六条第一項の規定による土地の取得を含む。）を削る。

第七十三条第六第一項中「（農用地開發公団法第一項を次のように改正する。

第七十三条第二項において準用する土地改良法第一百六条第一項の規定による土地の取得を含む。）を削る。

より行う同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開發公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第号）による改正前又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。」とする。

第七十三条の四第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供する不動産」とする。

昭和六十三年四月二十一日 衆議院会議録第十八号
農用地開発公團法の一部を改正する法律案及び同報告書案

六九

第六十四条第一項第三号中「若しくは農用地

農用地開発公團が行つた旧法第十九条第一項
第一号イ又はロの事業に係る一時利用地又は換
地に対して課する昭和六十三年度分の固定資産
税については、なお従前の例による。

是用財團等の公私に亘るその本業の事業の月に供する固定資産に対して課する昭和六十三年度分の固定資産税については、なお従前の例によ
る。

前条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)附則第十一条第七項の規定は、國の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、農用地開発公團が新設し若しくは改良又は廃止以後に公團が所持する別表第一の規定

第一項に規定する旧法第十九条第一項の業務として新設し若しくは改良した旧地方税法附則第十一一条第七項の政令で定める農業用施設を、都道府県又は市町村から譲渡しを受けた場合における

ける当該施設の取得に対し課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が昭和六十五年三月三十一日までの間に行われたときの限り、なおその効力を有する。この場合に

おいて、同項中「農用地開発公団」とあるのは、「農用地開発公団又は農用地整備公団」とする。
(租税特別措置法の一部改正)

二十六号の一部を次のように改正する。

びに農用地開発公團法第「十三條第一項」を削り、「土地改良法」を「同法」に改める。

地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」を削る。

第六十四条第一項第三号中「若しくは農用地の事業及び「並びに農用地開発公団法第二十三条第二項」を削り、「土地改良法」を「同法」と改める。
第六十五条第一項第一号中「土地改良事業、を「土地改良事業又は」に改め、「又は農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの規定による改正前の租税特別措置法第三十三条第一項、第三十三條の二第一項、第三十三條第一項、第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定に該当するこれらの規定に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。」
施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業が施行された場合における前条の規定による改正後の租税特別措置法以下「新租税特別措置法」という。第三十三条第一項、第三十三條の二第一項、第三十三条第一項、第六十四条第一項及び第六十五条第一項の規定の適用については、新租税特別措置法第三十三条第一項第三号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業若しくは農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)附則第十九条第一項規定期定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第一号)による改正前の農用地開発公団法(以下「旧農用地開発公団法」という。)第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、「第六十六条の四」とあるのは「第六十六条の四並びに農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地開発公団法第二十二条第二項」と、「同法第

公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」と、「第九十六条の四」とあるのは「第九十六条の四並びに農用地地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農用地開発公団法第二十三条第一項」と、「同法第五十三条の二の二第一項」とあるのは「土地改良法第五十三条の二の二第一項」と、新租税特別措置法第六十五条第一項第二号中「又は農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業」とあるのは「農業振興地域の整備に関する法律第十三条の二第一項の事業又は農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第二号の事業」と、同項第四号中「土地改良事業」とあるのは「土地改良事業、農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業」とする。

(所得稅法等の一部改正)

農用地整備公團 農用地整備公團法(昭和四十一
年三月二十四日) 四十三号

一 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表達
二 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表達
三 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)別表達

(登録免許税法の一部改正)
第十七条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十二
第五条第六号中「農用地開発公団法」を「農用地

は「若しくは同項第二号」を第十九条第一項第一別表第二中農用地開発公団の項を次のようにさ

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

る登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

37

「第四条本文」を「第四条に改め、「以後において販売業者から申込みの撤回等を行うことができる旨及びその申込みの撤回等を行う場合の方法について通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、その告げられた日」を削り、同項第二号中「販売業者から」を「第四条又は第五条の書面を受領した場合において」に改め、「は申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めるところにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しく

「おいて売買契約」を「おいて売買契約又は役務提供契約」に改め、「除く。」の下に「若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合」を、「その購入者」の下に「若しくは役務の提供を受ける者」を加え、後段を削り、同項第一号中「前条第二項 又は第三項」を「第五条」に、

「売買契約の」を「売買契約若しくは役務提供契約の」に改め、「受けた場合」の下に「若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合」を加え、「指定商品につき売買契約」を「指定商品若しくは指定権利若しくは指定役務につき売買契約若しくは役務提供契約」へ、

2 販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第六条第一項中「販売業者が」を「販売業者若しくは役務提供事業者が」に改め、「同じ。」の下に

は一部を
加える。

一

該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が政令で定める金額に満たない

申込みの撤回等があつた場合には、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

第三節 通信販売

第八条中「販売業者」の下に「又は役務提供事業者」を加え、「販売条件」を「指定商品若しくは指定権利の販売条件又は指定役務」は其条件にて改め、

え、同条の次に次の一条を加える。
(誇大広告等の禁止)

第七条に次の二項を加える

販売業者又は役務提供事業者は、第五条第二項各号の一に該当する売買契約又は役務提供契約

約の締結をした場合において、その売買契約は

ついての代金又はその役務提供契約についての
対価の全部又は一部の支払の義務が履行された

い場合（売買契約又は役務提供契約が解除され

た場合を除く。)には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該商品若

金の定めをもつておらず、三語同音三
しくは当該権利の販売価格又は当該役務の対価

商品若しくは当該権利の代金又は当該役務の対

六九五

第二十三条中「十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第五条第一項、第二項若しくは第三項又は第十五条第一項若しくは第二項」を「第五条又は第十四条」に、「書面を交付しなかつた」を「書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項が記載されていない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第五条の三、第九条の二又は第十五条の規定による指示に違反した者

第十条の二第一項に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第十四条」を「第十三条第一項」を「第二十一条第五号中「第十七条第一項」を「第二十二条第一項」とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第五号とし、同条第三号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 第八条の二の規定に違反して、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をした者

第二十二条の次に次の一条を加える。

第二十三条の二 第十条の三第二項又は第十条の六第二項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会員又は通信販売協会員という文字

を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条中「前二条」を「前三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 第十条の三第一項又は第十条の六第一項の規定に違反して、その名称中に訪問販売協会又は通信販売協会といふ文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日前に、改正後の訪問販売等に関する法律(以下「新法」という。)第二

条第一項第二号及び第三項、第六条第一項、第

十条第二項第二号又は第十二条第一項の政令の規定による

制定の立案をしようとするときは、改正前の訪問販売等に関する法律(以下「旧法」という。)第十九条の規定の例による。

(経過措置等)

第三条 新法第四条の規定は、この法律の施行後に販売業者又は役務提供事業者が受けた新法第二条の規定による

約又は役務提供契約の申込みについて適用し、この法律の施行前に販売業者が受けた新法第二条第三項に規定する指定商品であつて旧法第二条第三項に規定する指定商品に該当するもの

(以下「特定指定商品」という。)の売買契約の申込みについては、なお従前の例による。

2 新法第五条の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された特定指定商品の売買契約については、なお従前の例によ

る。

3 新法第六条の規定は、この法律の施行後に販

売業者若しくは役務提供事業者が受けた売買契約若しくは役務提供契約又はこの法律の施行後に締結された売買契約若しくは役務提供契約若しくは役務提

供契約(この法律の施行前にその申込みを受けたものを除く。)について適用し、この法律の施

行前に販売業者が受けた特定指定商品の売買契約の申込み若しくはその申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合における

約を用いた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十四条中「前二条」を「前三条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第二十五条 第十条の三第一項又は第十条の六第一項の規定に違反して、その名称中に訪問販売

協会又は通信販売協会といふ文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

第二十六条 この法律の施行の日前に、改正後の訪問

販売等に関する法律(以下「新法」という。)第二

条第一項の規定による。

第二十七条 第七条第一項の規定は、この法律の施行後に締結された売買契約又は役務提供契約について適用し、この法律の施行前に締結された場合における

その売買契約又はこの法律の施行前に締結され

た特定指定商品の売買契約については、なお従前の例による。

いては、適用しない。

6 新法第九条の規定は、この法律の施行前に販売業者又は役務提供事業者が受けた新法第二条の規定による

第三項に規定する指定権利の売買契約又は役務提供契約の申込みについては、適用しない。

7 新法第十四条第二項及び第十七条の規定は、この法律の施行後に新法第十二条第一項に規定する連鎖販売業を行なう者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約について適用し、この法律の施行前に旧法第十二条第一項に規定する連鎖販売業を行なう者が締結した同項に規定する連鎖販売取引についての契約についての契約について

は、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に販売業者が行つた商品の送付についての新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「その商品の送付があつた日から起算して十四日を経過する日(その日が、その商品の送付を受けた者が販売業者に対してその商品の引取りの請求をした場合におけるその請求の日から起算して七日を経過する日後であるときは、その七日を経過する日)」とあるのは「訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第百五十五号)」を削る。

9 この法律の一部を次のようにより改定する。

第四条の三第五項中「申込者等」を「申込者等」に、「又はその申込み」を「若しくはその申込み又は訪問販売等に関する法律(昭和五十七年法律第五十七号)第二条第三項に規定する指定商品(同法第六条第一項(第二号を除く。)の政令で定めるものを除く。)に係るもの若しくはその

申込み」に改める。

第三十七条第一項中「(昭和五十二年法律第五号)」を削る。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に締結した契約で割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方

法、同条第一項に規定するローン提携販売の方

法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせん

販売法の方法(以下「割賦販売等の方法」といふ。)により同条第四項に規定する指定商品を販売するもの並びにこの法律の施行前に割賦販

売法第三条第一項に規定する割賦販売業者、同

法第二十九条の二第一項に規定する割賦販

売業者又は同法第三十一条第二項に規定する割

定指定商品の売買契約については、なお従前の

例による。

第二条 第七条第二項の規定は、この法律の施行

に設立された新法第十条の二に規定する法人とみなす。

2 昭和五十八年十月十一日に設立された社団法

人日本通信販売協会は、この法律の施行の日に設立された新法第十条の五に規定する法人とみなす。

3 おいて新法第十条の五に規定する要件に該当する場合には、新法第十条の六及び第十条の七の規定の適用については、この法律の施行の日に

規定期限については、この法律の施行の日に

五条の書面を受領した場合において」に改め、「は申込みの撤回等を行うことができない旨を通商産業省令で定めることにより告げられた場合において、申込者等が当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき」を削り、同項に次の一号を加える。

三 第五条第二項に規定する場合において、当該売買契約に係る指定商品若しくは指定権利の代金又は当該役務提供契約に係る指定役務の対価の総額が政令で定める金額に満たないとき。

(割賦販売法の一部改正)

第五条 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条の三〇第五項中「申込者等」を「申込者等」に、「又はその申込み」を「若しくはその申込み又は訪問販売等に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)第二条第三項に規定する指定商品(同法第六条第一項(第二号を除く。)の政令で定めるものを除く。)に係るもの若しくはその申込み」に改める。

第十九条第一項中「(昭和五十一年法律第五十七号)」を削る。

(割賦販売法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この法律の施行前に締結した契約で割賦販売法第二条第一項に規定する割賦販売の方法又は同条第三項に規定する割賦購入あつせんに係る販売の方法(以下「割賦販売等の方法」という。)により同条第四項に規定する指定商品を

販売するもの並びにこの法律の施行前に割賦販

売法第三条第一項に規定する割賦販売業者、同法第二十九条の二第一項に規定するローン提携

販売業者又は同法第三十条第二項に規定する割

賦購入あつせん関係販売業者が受けた申込みで

された場合における当該契約については、前条の規定による改正後の割賦販売法第四条の三〇第一項及び〇第五項(同法第二十九条の四及び第三十条の六において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

[別紙]

訪問販売等に関する法律の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、訪問販売等の健全な発展と消費者保護の一層の徹底を図るため、取引実態の把握に努め、必要な施策の検討を行うとともに、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 商品、権利及び役務の指定に当たっては、消費者トラブルの実態に即応して迅速に行うことともに、消費者の被害を極力抑止し得るよう配慮すること。

二 商品の継続的な引き渡し、施設の継続的な利用又は役務の継続的な提供を行う取引について

は、約款の適正化等を通じ、必要な場合、中途解約が合理的な条件で円滑に行われるよう指導すること。

三 クーリング・オフ制度については、その周知

徹底に努めるとともに、事業者に対して、契約の際、訪問販売員等が起算日等の口頭説明を行うよう強力に指導すること。

四 連鎖販売取引においては、消費者の被害が広範かつ過大になるおそれがあることにかんがみ、本法の厳格な運用を図ること。

五 割賦販売における消費者トラブルの実態を把握し、割賦販売についても早急に役務取引を対象とするよう検討すること。

六 訪問販売員等の販売活動の実態を把握するとともに、関係者に対して、就業上の地位の向上等について所要の改善が行われるよう指導すること。

(定義)
第二条 この法律において「大都市地域」とは、次に掲げるものとする。
一 都の区域(特別区の存する区域に限る。)及び市町村でその区域の全部又は一部が次に掲げる区域内にあるものの区域
イ 首都圈整備法(昭和三十一年法律第八十号)第一条第三項に規定する既成市街地又は同条第四項に規定する近郊整備地帯
ロ 近畿圏整備法(昭和三十八年法律第百二十九号)第二条第三項に規定する既成都市区域又は同条第四項に規定する近郊整備区城

ハ 中部圏開発整備法(昭和四十一年法律第一百二号)第二条第三項に規定する都市整備区域

二 前号の区域と自然的及び社会的に密接な関係がある区域として政令で定める区域

三 この法律において「宅地開発事業」とは、宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地の造成と併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業で住宅地の供給を主たる目的として行われるもの並びにこれに附帯する事業をいう。

四 この法律において「事業区域」とは、宅地開発事業を実施する者をいう。

五 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

六 この法律において「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で公共施設の用に供

する区域

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案

右
国会に提出する。

昭和六十三年三月十五日

内閣総理大臣 竹下 登

第一条 この法律は、大都市地域において一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ著しい住宅地需要が存していることから、優良な宅地開発を促進するための緊急の措置を講ずることにより、良質な住宅地の円滑な供給を図り、もつて大都市地域における住民の生活の安定と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

- 7 この法律において「住宅地」とは、住宅の用に供するもの以外のものをいう。

8 この法律において「公益的施設」とは、教育施設、購買施設、集会施設、教養文化施設その他の施設で居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

(宅地開発事業計画の認定等)

第三条 宅地開発事業者は、大都市地域において政令で定める面積以上の事業区域を有する宅地開発事業(当該事業区域が都市計画法(昭和四十三年法律第二百号)第四条第二項に規定する都市計画区域内にあるものに限る。)を実施しようとするときは、当該宅地開発事業ごとに宅地開発事業に関する計画(以下「宅地開発事業計画」という。)を作成し、これを建設大臣に提出し、当該宅地開発事業計画が優良である旨の認定を受けることができる。

2 宅地開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業区域の位置及び規模

二 宅地開発事業の実施時期

三 宅地開発事業に関する資金計画

四 住宅、公共施設、公益的施設又は業務施設の用に供する土地の配置、規模その他の良好な居住環境を形成するため必要な事項

五 造成される宅地(以下「造成宅地」という。)の処分に関する事項

六 宅地開発事業者に関する事項

七 その他建設省令で定める事項

8 宅地開発事業計画には、建設省令で定める國書を添付しなければならない。

載しなければならない。

- 第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請は、都府県知事を経由してするものとする。

(認定の基準)

第四条 建設大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る宅地開発事業計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

一 宅地開発事業計画に係る宅地開発事業が、大都市地域において、一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ住宅地需要に応じ緊急に実施すべき事業として適切なものであること。

二 事業区域が、自然的及び社会的条件から土地開発事業を実施する区域として適切な区域であること。

三 事業区域のうち住宅の用に供する土地の区域の面積が政令で定める面積以上であること。

四 住宅の用に供する造成宅地の規模が政令で定める面積以上であること。

五 宅地の造成及び公共施設の整備に関する計画内容が良好な居住環境の確保のために適切なものであること。

六 政令で定める面積以上の事業区域を有する宅地開発事業については、当該事業区域における住宅市街地の早期の形成に必要な賃貸施設を含む一団の公益的施設の用に供する宅地が適切に確保されていること。

七 周辺の状況その他の事情から居住者の雇用機会の増大及び事業区域の昼間人口の増加に寄与する業務施設を当該事業区域内に併せて立地させる必要がある宅地開発事業として政令で定める宅地開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

八 宅地開発事業の実施時期に関する計画内容が当該宅地開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

九 造成宅地の処分に関する計画内容が合理的なものであること。

十 申請者が宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十六号)第三条第一項に規定する宅地建物取引業の免許を受けている者で宅地開発事業者としての実績その他により当該宅地開発事業を誠実に遂行すると認められるもの又は住宅・都市整備公団その他の政令で定める者であること。

十一 前項各号に規定する基準を適用するについての必要な細目は、建設省令で定める。

十二 第一項の規定にかかわらず、申請者が第十五条第一項又は第二項の規定により計画の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者である場合には、建設大臣は、計画の認定をしてはならない。

(関係都府県等の意見の聴取)

第五条 建設大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都府県(事業区域の全部又は一部が地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。)の意見を聽かなければならぬ。

十三 前項の場合において、都府県が意見を述べよ

- (認定の通知)
第六条 建設大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都府県に通知しなければならない。
2 前項の通知を受けた都府県は、速やかに、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。

(宅地開発事業計画の変更)
第七条 計画の認定を受けた宅地開発事業者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた宅地開発事業計画（以下「認定計画」という。）を変更しようとするときは、建設大臣の認定を受けなければならない。ただし、変更に係る事項が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第三条第四項及び前二条の規定は、前項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。

(宅地の造成等の開始の届出)
第八条 認定事業者は、宅地の造成又は公共施設の整備に関する工事を開始しようとするときは、あらかじめ、その開始の時期その他、建設省令で定める事項を建設大臣に届け出なければならぬ。

(宅地の造成等の確認)
第九条 認定事業者は、建設省令で定めるところにより宅地の造成及び公共施設の整備に関する工事を完了したときは、当該宅地の造成及び公共施設の整備が認定計画（第七条第一項の変更

る宅地開発事業計画とみなす。ただし、実施中の計画を建設大臣に提出する日において当該宅地開発事業の事業区域内の土地で宅地の造成又は公共施設の整備に関する工事に着手していくものの面積の合計が政令で定める面積を下回るときは、この限りでない。

2 実施中の計画について宅地開発事業者が第三条第一項の認定を受けた場合においては、第八条の規定は、適用しない。

(租税特別措置法の一部改正)

第十四条第二項中「特定再開発建築物」を「特定再開発建築物等」に改め、「この項」の下に「及び次項第五号」を加え、同条第三項中「特定再開発建築物」を「特定再開発建築物等」に改め、同項に次の一号を加える。

五 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第二号）第三条第一項の認定を受けた

同項に規定する宅地開発事業計画に定められた同法第二条第四項に規定する事業区域内に、取得し、又は新築して、当該個人の事業の用に供するものに限る。)

第十四条第四項及び第五項中「特定再開発建築物」を「特定再開発建築物等」に改める。

昭和六十三年四月二十二日 衆議院会議録第十八号

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案及び同報告書

した法人)に対する土地等の譲渡(国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第十四条第一項の規定による許可を受けて行わ

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定及び都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可（次号において「開発許可」という。）を受けて行われる一団の宅地の造成に関する事業（大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第四条第一項第七号に規定する宅地開発事業として行

する一団の宅地の造成に關する事業である場合には、國土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて行われる譲渡又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けないで行われる譲渡に限る」に改め、「同項第一号中「行われるもの」を「行われる事業で、當該造成に係る一団の土地の面積が二十ヘクタール以上であるもの」

とし、同項第八号中「前二号」を「第五号又は前二号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可（以下この項において「開発許可」という。）」を「開発許可」に、「同法第四十四条」を「都市計画法第十四条」に、「前号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

れるもの又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けないで行われるものに限る)で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)第三十一条の二第三項中「前項第六号から第九号まで」を「前項第七号から第十号まで」に改め、同条第四項中「第三十四条の二第二項第三

われる一団の宅地の造成に関する事業で政令で定めるものに限る。)の用に供するため、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けないで買い取られる場合(当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除く。)。

れるもの又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けないで行われるものに限る。」)で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの(第一号又は第二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)第三十一条の二第三項中「前項第六号から第九号まで」を「前項第七号から第十号まで」に改め、同条第四項中「第三十四条の二第二項第三号」の下に「又は第四号」を加え、同条第五項中「第二項第六号若しくは第七号」を「第二項第七号若しくは第八号」に、「同項第八号若しくは第九号」を「同項第九号若しくは第十号」に、「第二項第六号から第九号まで」を「第二項第七号から第十号まで」に改め、同条第七項中「第二項第六号から第九号まで」を「第二項第七号から第十号まで」に改める。

われる一団の宅地の造成に関する事業で政令で定めるものに限る。)の用に供するため、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて買い取られる場合又は受けないで買い取られる場合(当該事業により造成される宅地の分譲を受けることを約して買い取られる場合を除く。)。
第三十七条の七の見出し中「住宅地造成事業」を「住宅地等造成事業」に改め、同条第一項中「次に掲げる要件のすべて」を「第一号及び第三号又は第二号及び第三号に掲げる要件」に改め、「交換を除く」の下に「ものとし」、当該事業が第一号に規定する一団の宅地の造成に関する事業である場合には、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて行われる交換又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けないで行われる交換に限る」を、「約して」の下に「当該造成を行う個人又は法人に」を加え、「当該造成を行なう個人又は法人に対するものに限るものとし」を削り、「定めるものを除く」を「定める譲渡を除くものとし」、当該事業が第二十一条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の規定による許可を受けて行われる譲渡又は同法第二十一条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の規定による届出を除くものとし」に改め、同項第一号中「行われるもの」の「」を「行われる事業で、当該造成に係る一団の土地の面積が二十ヘクタール以上であるもの」

に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

下げ、同項第三号中「都市計画法第二十九条又は同法附則第四項の許可」を「開発許可」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

に関する緊急措置法第三条第一項の認定を受けて行われる一団の宅地の造成に関する事業（同法第四条第一項第七号に規定する宅地開発事業として行われる一団の宅地の造成に関する事業で政令で定めるものに限

第三十七条の七第二項中「結して」の下に「同一項の造成を行う個人又は法人に」を加える。

第四十七條第二項及び第三項中「特定再開発建築物」を「特定再開発建築物等」に改め、同項に次の二号を加える。

五 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定を受けた同項に規定する宅地開発事業計画に

定められた同法第一条第四項に規定する事業区域（その面積が政令で定める面積以上のもの）に限る。内に建築される建築物で政

令で定めるもの（当該宅地開発事業計画に

係る宅地開発事業を行う法人その他これに

準するものとして政令で定める法人が、政令で定める期間内に、取得し、又は新築して、当該法人の事業の用に供するものに限る。)

第六十五条の四第一項中第十七号を第十八号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り

昭和六十三年四月二十一日 衆議院会議録第十八号
大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案及び同報告書

七〇四

該造事業施行者に」を加え、「当該造事業施行者に対するものに限るものとし」と「を削り、「定めるものを除く」を「定める譲渡を除くものと

造成に関する事業である場合には、国土利用計画法第十四条第一項の規定による許可を受けて行われる譲渡又は同法第二十三条第一項の規定による届出をし、かつ、同法第二十四条第一項の勧告を受けてないで行われる譲度に限ることと

め、同項第一号中「行われるもの」を「行われる事業で、当該造成に係る一団の土地の面積が二
十ヘクタール以上であるもの」に改め、同項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定を受けて行われる一団の宅地の造成に関する事業（同法第四条第一項第七号に規定する宅地開発事業として行われる一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために、個人又は法人が土地又は土地の上に存する権利（この項において「土地等」という。）の譲渡（新租税特別措置法第三十七条の七第一項又は第六十五条の十二第一項に規定する交換を含む。以下この項において

第六十五条の十一の見出し中「住宅地造成事業」を「住宅地等造成事業」に改め、同条第一項

法人に」を加える。
(地方税法の一部改正)

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置

第五条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この條において「新租税特別措置法」とい

いう。)第十四条第三項及び第四十七条第三項の規定は、第三条第一項の認定を受けた日以後に個人又は法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団

附則第三十一条の二第七項中「第一項、第二項、第三項又は第四項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第一項、第二項、第三項又は第四項」を「第一項から第五項まで」に、「附則第三十一条の二第一項、第二項、第三項若しくは第四項」を

を「附則第三十一条の二第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 市町村は、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第 号）第三条第一項に規定する宅地開発事業計画（当該宅地開発事業計画に係る同法第二条第四項に規定する事業区域が政令で定める面積以上であるものであり、かつ、当該宅地開発事業計画に係る同法第三条五年三月三十日までの間にされたものに限る。）に従つて同法第二条第三項に規定する宅地開発事業者が造成した土地で、当該宅地開發事業者若しくは当該宅地開発事業者から直接譲り受けた者が同条第八項に規定する公益的施設のうち当該事業区域における住宅市街地の早期の形成のために必要な施設として政令で定めるものの用に供する土地又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかるわらず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十四条の二第二項中「第三十一条の二第二項第七号から第九号まで」を「第三十一条第五項中「第三十一条の二第二項第六号若しくは第七号」を「第三十一条の二第二項第七号から第十号まで」に改め、同号を「同項第八号若しくは第九号」に、「同項第九号若しくは第十号」に、「同条第六号から第九号まで」を「同条第二項第七号から第十号まで」に改め、同条第七項中「対象とする地域は、三大都市圏における優良宅地開發の促進に関する緊急措置法案及び同報告書

三十一条の二第二項第六号から第九号まで」を「附則第三十一条の二第二項第七号から第十号まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 市町村は、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第 号）第三条第一項に規定する宅

地開発事業計画（当該宅地開発事業計画に係る同法第二条第四項に規定する事業区域が政令で定める面積以上であるものであり、かつ、当該宅地開発事業計画に係る同法第三条五年三月三十日までの間にされたものに限る。）に従つて同法第二条第三項に規定する宅地開発事業者が造成した土地で、当該宅地開發事業者若しくは当該宅地開発事業者から直接譲り受けた者が同条第八項に規定する公益的施設のうち当該事業区域における住宅市街地の早期の形成のために必要な施設として政令で定めるものの用に供する土地又はその取得に対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかるわらず、特別土地保有税を課することができない。

附則第三十四条の二第二項中「第三十一条の二第二項第七号から第九号まで」を「第三十一条第五項中「第三十一条の二第二項第六号若しくは第七号」を「第三十一条の二第二項第七号から第十号まで」に改め、同号を「同項第八号若しくは第九号」に、「同項第九号若しくは第十号」に、「同条第六号から第九号まで」を「同条第二項第七号から第十号まで」に改め、同条第七項中「対象とする地域は、三大都市圏における優良宅地開發の促進に関する緊急措置法案及び同報告書

三十一条の二第二項第七号から第十号まで」に改める。

（建設省設置法の一部改正）

第三条第四十三号中「農住組合法（昭和十五年法律第八十六号）」を「農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）及び大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第 号）」に改める。

理由

著しい住宅地需要が存する大都市地域において、良質な住宅地の円滑な供給を図るために、建設大臣による宅地開発事業の優良認定制度を創設する等の措置を講ずることにより、優良な宅地開発を緊急に促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案（内閣提出）に関する報告書

告白

本案は、大都市地域において一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ著しい住宅地需要が存していることから、優良な宅地開発を促進するための緊急の措置を講ずることによるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 対象とする地域は、三大都市圏における

成市街地、近郊整備地帯等の区域とするものとする。

2 一定の規模以上の宅地開発事業を行おうとする者は、宅地開発事業計画を建設大臣に提出し、優良である旨の認定を受けることができるものとする。

3 建設大臣は、宅地開発事業計画が次の要件等に適合する場合には、当該申請を認定するものとする。

(1) 当該宅地開発事業が、一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ住宅地需要に応じ緊急に実施すべき事業として適切なものであること。

(2) 宅地の造成及び公共施設の整備に関する計画内容が良好な居住環境の確保のために適切なものであること。

(3) 造成宅地の処分に関する計画内容が合理的なものであること。

(4) 認定を受けた事業者には、宅地の造成等の開始の届出、宅地の造成等の確認、実施状況の報告等の責務が課せられるものとする。

5 国等は、認定を受けた宅地開発事業を促進するため、税制上の特例措置を講ずることともに、関連公共施設の整備の促進、必要な資金の確保等に努めるものとする。

6 認定の申請を行うことができる者は、この法律の施行の日から十年を経過する日までとするものとする。

二 議案の目的及び要旨

本案は、大都市地域において一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ著しい住宅地需要が存していることから、優良な宅地開発を促進するための緊急の措置を講ずることによるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 対象とする地域は、三大都市圏における

発を緊急に促進するための措置として、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年四月二十日

建設委員長 中村喜四郎
衆議院議長 原 健三郎殿
〔別紙〕

大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 地価高騰等により、大都市地域を中心にして宅・宅地問題が深刻化している現状にかんがみ、国民が良質な住宅・宅地を取得することができるよう、住宅・宅地対策を積極的かつ強力に促進すること。

二 良質な宅地の供給を図るため、融資その他の助成措置をさらに強化するとともに、宅地開発事業に関連して必要となる公共施設の整備の促進について特段の配慮を行うこと。

三 本法の施行に当たつては、地価対策に十分配慮するとともに、国と地方公共団体が、相互に緊密な連絡・調整を図り、宅地開発事業の促進に努めること。

四 大都市地域における宅地問題の緊要性にかんがみ、宅地供給を的確に実施するよう、民間及び公的宅地開発事業者を十分指導すること。

二 議案の可決理由

本案は、大都市地域において著しい住宅地需要が存していることから、優良な宅地開発を促進するための緊急の措置を講ずることによるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 対象とする地域は、三大都市圏における

昭和六十三年四月二十二日 衆議院會議錄第十八号

衆議院會議錄第十四号中正誤

八 段行誤 正

五二一七三規則
六國立研究所 規制

國立防研究所

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

大蔵省

電報課
印
ダイヤルイン
三
二定価
二二〇円部

東京都港区虎ノ門 丁目一番四号